

研究指導 森 文雄 教授

中山間地域農業と棚田オーナー制度の効果について

佐野未帆 土橋龍 五十嵐優太 齋藤遥
塩田麻美 田畑総馬 深堀早紀 渡辺英里香

序論

1. 研究動機

中山間地域の農業の多くは、棚田のある条件不利地域で行われている。棚田で行われる農業は、機械化が難しいため、平地の農業と比べると生産性や農業所得が低くなる。また、中山間地域では集落の過疎化や高齢化により農業の担い手不足や、限界集落の増加が深刻化している。こういった要因から、中山間地域の農業が衰退し、集落の消滅を招くことになる。また、国土総面積に占める中山間地域の割合は約 4 割であり、中山間地域は生物多様性の維持や環境保全のためにも重要な役割を担っているため、中山間地域の農業や集落の消滅は私たちに多大な影響があると言える。

この非常に深刻な問題を防止、解決するために私たちは棚田オーナー制度による中山間地域の活性化を目指そうと考えた。棚田オーナー制度は耕作放棄地となっている棚田を活用したグリーン・ツーリズムの一つである。

棚田オーナー制度の効果は、短期的な取り組みでは得ることが難しく、徐々に効果が現れるため長期的な視点で取り組む必要がある。そのため昨年度から柳津町久保田地区で開始した棚田オーナー制度を確立することや、会津中山間地域に棚田オーナー制度を拡大するために、本年度から喜多方市高郷町揚津地区と会津美里町関山地区の二地域が加わり、昨年度の研究を引き継ぎ、棚田オーナー制度を実施してきた。それは集落の消滅を防ぐために三地域を比較分析し差別化を図り棚田オーナー制度を維持、拡大させる必要性を強く感じているからである。

2. 研究目的

私たちは一昨年度、体験交流型グリーン・ツーリズムを柳津町久保田地区で実施し、久保田地区の活性化

を試みた。しかし、体験型であると体験メニューごとに募集人数を確保することが困難であったため、昨年度から栃木県茂木町を参考に棚田オーナー制度へと移行した。昨年度は棚田オーナー制度による社会的・経済的効果の測定と、棚田オーナー制度を実施できる集落条件の探求、今後の久保田地区の棚田オーナー制度の方向性の提案等を行った。

中山間地において棚田には生物が多様に生息しており、その地域の農業が安全、安心の農作物を栽培しているということを証明するなど、中山間地農業の多面的機能が社会的に重要な価値を有しているにも関わらず、外部経済効果としての存在に留まっている。また、日本の戸別所得補償は、条件不利地域の立場に立った政策となっていない。戸別所得補償¹の枠組みをあらかじめしっかりと構築せず、TPP²に参加すれば中山間地農業を壊滅に追い込むことになる。よって EU やアメリカの戸別所得補償を研究するとともに、ヨーロッパのグリーン・ツーリズムや日本の棚田オーナー制度の先進地事例を学ぶことで、会津中山間地域における棚田オーナー制度の今後の展開について、メニューの差別化とピーター率の向上を図るための提案をする。

3. 昨年度と本年度の研究内容の違い

昨年度は久保田地区のみで棚田オーナー制度を実施し、久保田方式を確立させることを第 1 に研究を進めてきた。本年度は、二年目となる久保田地区の棚田オーナー制度の実施とともに、喜多方市高郷町揚津地区と会津美里町関山地区の二地域が加わることで、三地域における棚田オーナー制度の比較、分析ができるようになった。また、棚田オーナー制度立ち上げのために下郷町芦ノ原地区への情報提供を行い、次年度実施することとなった。また、TPP や戸別所得補償、生物多様性と棚田・里山の関係、国内や海外のグリーン・ツ

¹ 第 3 章 「1. 農業者戸別所得補償制度について」参照。

² 第 3 章 「7. TPP とは」参照。

リズムの先進地などについて調査を進め、中山間地域農業の現状についての理解を深めた。

4. 研究経過及び方法

<2年次・平成22年度>	
4月	参加者アンケートの実施 地域活動への参加 久保田地区 三十三観音祭りサポート、畦塗り、山菜採り、椎茸植菌、参加者アンケートの実施 揚津地区 棚田オーナー制度開会式、田起こし、山菜採り、椎茸植菌、参加者アンケートの実施
5月	地域活動への参加 関山地区 田植え、山菜採り、畑仕事
5月～	懸賞論文作成開始 会津若松市郷土研究作品論文 条件不利地域における棚田オーナー制度の効果について』 第21回ヤンマー学生懸賞論文 集落型グリーン・ツーリズムによる会津中山間地域と都市との交流と共生～ワーキングホリデーおよび棚田オーナー制度と集落の持続可能性～』
9月	会津若松市郷土研究作品論文提出
10月	第21回ヤンマー学生懸賞論文提出
11月7日	久保田地区、関山地区収穫祭参加(オーナーへのアンケート実施)
11月20日	揚津地区収穫祭参加(オーナーへのアンケート実施)
11月21日	3大学の合同発表会への参加(喜多方市) 風の人と土の人が集落をつくる』 法政大学岡司ゼミ 福島大学大黒ゼミ 森ゼミ報告テーマ 会津中山間地域の棚田オーナー制度』
12月11日	読売新聞福島支局主催 棚田オーナー制度地域活性化効果セミナー』に参加 森ゼミ報告テーマ 久保田、揚津、関山三地域の 棚田オーナー制度アンケートにもとづく比較・分析について』
2月13日	卒業研究報告会

第1章 中山間地域農業

1. 中山間地域農業

わが国の国土は、65%が中山間地域となっている。(図表1-1)そして、中山間地域は耕地面積の43%、総農家数の43%、農業産出額の39%、農業集落数の52%を占め³食料供給において重要な地位を占めるとともに、水資源涵養機能、洪水防止等の多面的機能においてもその役割は大きい。そして、そうした多面的機能の重要性に鑑み、直接支払い制度⁴である中山間地域等直接支払制度が2000年度に導入され、同制度は耕作放棄地の防止等について一定の評価を受けている。⁵しかし、同制度の導入後も、背景にある農業環境の厳しさ、例えば、農産物価格の低迷や農業粗生産額の減少傾向等は変わっておらず、さらにこれまで戦後の日本農業を担ってきた昭和～平成世代もリタイアしつつあり、中

³ 農林水産省「中山間地域とは」
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/sharai_seido/s_about/cyusan/index.htm

⁴ 第3章「4. 戸別所得補償とアメリカEUの直接支払い(2)直接支払制度とは」参照。

⁵ 2004年8月19日農林水産省公表「中山間地域等直接支払制度の検証と課題の整理」

山間地域の農業も正念場を迎えつつある。中山間地域の農業がこのまま縮小に向かえば、多面的機能の維持という面だけではなく、食料自給率等日本の食料供給の根幹に大きな影響が出てくることは確実である。

図表1-1 中山間地域の分布状況



資料：農林水産省作成

平成21年度版 食料・農業・農村白書から引用

2. 三つの空洞化

現代の農山漁村地域ではそれぞれの地域独自の問題が発生している。山村を対象として、その問題状況を整理すれば、「人」「土地」「ムラ」の3つの空洞化と表現できる。

(1)人の空洞化

山村地域における過疎化は、高度経済成長期、特に1970年前後に著しく発現した。

それから約1世代(30年間)を経た現在では、多くの農山村地域において人口減少は続くものの、そのテンポを緩めている。しかし、人口減少のパターンは従来とは質的に異なる状況に転化している。地域社会の「人口自然減社会化」である。80年代後半以降、過疎地域全体を通じて、人口は自然増加から自然減少に転じている。さらに、それ以降、自然減少の幅は傾向的に拡大し、他方で転出による社会減少がやや沈静化傾向にある。そのため、過疎地域における人口減少の内訳は自然減少にウェイトが急速に移りつつあることが分かる。

人の流出はやや沈静化したものの、人口構成の高齢化が進んだために、新しく生まれる子どもの数が少なく、そして高齢者の死亡により、地域内人口が、徐々に、しかし確実に縮小していく状況こそが、現状における「人の空洞化」の実相である。

(2)土地の空洞化

農林業的土地利用の空洞化も近年では顕著である。

それは、農林業の担い手不足の結果発生している「耕作放棄」「林地荒廃」等と表現されるすべての事態を指している。高度経済成長期の激しい社会減少（人口流出）によっても、現実には親世代が地元に残り、農林地を管理し続けることが多かった。そのため、農林業の担い手不足も、これらの世代の長寿化と努力により広範囲に顕在化することは多くはなかった。しかし、その世代が「リタイア期」に入り、そして人口減少も自然減少化することにより、いよいよ農林地の管理主体不足が顕在化したのである。

(3)ムラの空洞化

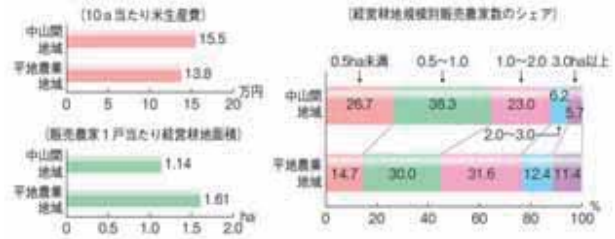
人や土地の空洞化は、「人が少ない」農地が荒れ始めた」と、視覚的にも確認できるものである。しかし、「ムラの空洞化」はそうではない。集落機能の後退は、あたかも忍び寄るように、徐々に発生するものである。市町村の職員でさえも、意識的な情報収集をしないかぎり、なかなかその実態は見えてこない。その現象の一端には、壮年人口が希薄化した集落での、寄合回数の著しい減少などが挙げられる。⁶

3. 中山間地域農業の現状

日本農業に占める中山間地域の割合は、耕地面積の43%、総農家数の43%、農業産出額の39%といずれも全国のほぼ4割を占めている。ただし農業生産条件は厳しく、中山間地域の耕作放棄地面積は全国の54.9%（2000年）と、耕地面積割合を大きく上回っている。

図表1-2では、2005年における中山間地域と平地農業地域の農業生産条件の格差を示している。これでは、10a当たりのコメの生産費が平地農業地域は138,000円であるのに対し、中山間地域は155,000円となっており、平地農業地域より先中山間地域のほうが、コメ生産にかかる費用が高くなっているのが分かる。また、販売農家1戸当たり経営耕地面積においては、平地農業地域は1.61haであるのに対し、中山間地域は1.14haとなっている。そして、経営耕地規模別販売農家数のシェアでは、平地農業地域は中山間地域と比べ大規模での経営耕地による農業経営を行っている販売農家が多いことが分かる。これらのことから、中山間地農業は平地農業地域より先、生産にかかる費用が高く、経営耕地面積が小さいなどといった条件の不利が多く存在しているのである。これでは、中山間地域の販売農家は採算を取るのが難しく、平地農業地域の販売農家と対等に競争していくことは困難である。

図表 1 - 2 中山間地域と平地農業地域の農業生産条件の格差 (2005年)



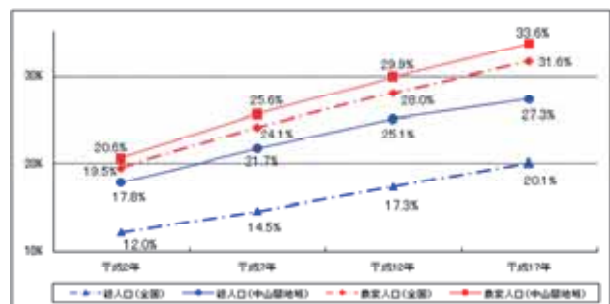
資料：農林水産省「米生産費統計」、農林業センサス
注：販売農家1戸当たり経営耕地面積及び経営耕地規模別販売農家数のシェアは、都府県の数値

平成21年度版 食料・農業・農村白書から引用

また中山間地域では農家人口の高齢化も進んでいる。図表1-3では平成2年から平成17年の日本における高齢化の推移を示している。このグラフによると、年を重ねるごとに高齢化の割合が高くなっている。

日本の農業において中山間地域は経営耕地面積の4割を占め、食料供給・多面的機能等においてその果たす役割は大きい。しかし、中山間地域は農業条件が厳しく、個別農家の規模拡大には限界がある。そのため、集落営農のウェイトを高めていく必要があるとみられるが、中山間地域では集落営農の前提となる圃場整備など生産基盤の整備が遅れており、また圃場整備が進んだとしても、高齢化・担い手不足等により集落機能が低下し組織化が困難なケースもみられる。集落機能が維持されなければ集落営農も困難になることから、中山間地域での農業活動を継続するには、中核的な担い手だけでなく集落を構成する小規模農家への支援対策も同時に進める必要がある。⁷

図表 1 - 3 高齢化の推移⁸



4. 会津中山間地域の農業

会津中山間地域の農業は、耕地面積が小さく、農業所得だけでは生活が苦しい農家が多い。そのような農家の多くは、兼業として建設業に従事してきた。しかし、

⁶ 小田切徳美他,『自立と協働によるまちづくり読本』,ぎょうせい,2007,pp279-281.

⁷ <http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/r0411in3.pdf#search=中山間地域農業の現状>

⁸ 農林水産省,『高齢化の推移』
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/sharaiseido/s_about/seido/

近年の公共投資削減により、建設業での収入が減少傾向にある。また、会津中山間地域は豪雪地帯である。そのため、農家は冬場の収入確保のために、スキー場で働くケースも少なくない。しかし、スキー場の経営不振による人員削減のため、以前より収入が減ってしまう農家が多くなっている。

これらのことから、兼業で得る収入が減少し続けている。これまで、兼業での収入に支えられながら農業をすることができた農業者も数多く存在していた。この厳しい現状を打開するためには農業に新しい可能性を付け加えることが求められる。

その有力候補として考えられるのが、グリーン・ツーリズムや直接販売、農業の6次産業化などといった農業の新しい取り組みである。しかし、中山間地域農業者は経営や情報技術、販売などに関する知識が不足している。よって、これらのような新しい取り組みを行おうとしても、なかなか実施まで辿り着くことが難しい。したがって、これからの中山間地域の農業を持続させるには、ただ農産物を生産するだけでなく、農業者の新しい取り組みに対する支援が必要となっている。

5. 中山間地域等直接支払制度の意義

中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度のことである⁹。

中山間地域等直接支払制度は、2007年度までに28,708の協定が締結され、対象となる農用地の8割に当たる66万5千haの農用地で実施されている(図表1-4)。これらの農用地においては、耕作放棄の発生が抑制されるなど、一定の効果をあげている。

図表 1 - 4 中山間地域等直接支払制度の実施状況の推移



平成21年度版 食料・農業・農村白書から引用

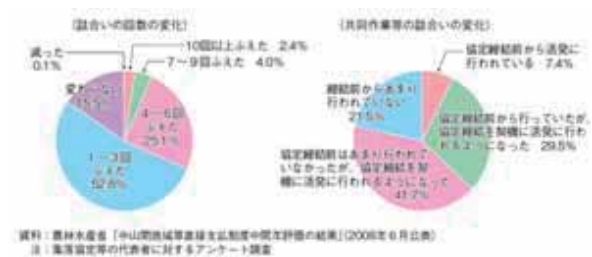
⁹ weblio 辞書「中山間地域等直接支払制度」
<http://www.weblio.jp/content/%E4%B8%AD%E5%B1%B1%E9%96%93%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E7%A D %89%E7%9B%B4%E6%8E%A5%E6%94%AF%E6%89%95%E5%88%B6%E5%BA%A6>

中山間地域等直接支払制度の導入は、眠りかけていた集落の合意形成機能をよみがえらせたという点でも高く評価されてよい。

図表 1 - 5 では、中山間地域等直接支払制度による集落での話し合いの変化を示している。これによると、話し合いの回数が以前と比べて格段に増えていること分かる。また、大部分の集落でこの制度の導入によって、話し合いが活発に行われるようになった。

直接支払制度では、集落協定を締結することが助成金交付の要件となっているのであるが、この協定を締結するための話し合いのプロセスが眠りかけていた農村コミュニティの活性化につながっている面がある¹⁰。

図表 1 - 5 中山間地域等直接支払制度による集落での話し合いの変化



平成21年度版 食料・農業・農村白書から引用

6. 中山間地域等直接支払制度の仕組み

平地に比べ農業生産条件が不利である中山間地域等では、農業生産の維持を図りつつ多面的機能を確認する観点から、2000年度より中山間地域等直接支払制度が導入されている。地域振興立法等の指定地域の急傾斜や小区画・不整形といった条件不利な農用地において、集落協定または個別協定に基づき5年以上継続して行われる農業生産活動に対して直接支払い(図表1-6)が行われている。

また、農林水産省の中山間地域等直接支払制度骨子では、目的として、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確認するという観点から、国民の理解のもとに、直接支払いを実施するとしている。対象地域は、特定農山村法等の指定地域とし、対象農地は、このうち傾斜等により生産条件が不利で耕作放棄地の発生の懸念の大きい農用地区域内の一団の農地とし、指定は、国が示す基準に基づき市町村長が行う。対象行為は、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は第3セクターや認定農業

¹⁰ 生源寺眞一, 『農業再建』, 岩波書店, 2009, pp235-241.

者等が耕作放棄される農地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等とする、としている¹¹。

図表 1 - 6 交付単価 (10a あたり)¹²

地目	区分	基礎単価
田	急傾斜	16,800円
	緩傾斜	6,400円
畑	急傾斜	9,200円
	緩傾斜	2,800円
草地	急傾斜	8,400円
	緩傾斜	2,400円
	草地比率の高い草地	1,200円
採草放牧地	急傾斜	800円
	緩傾斜	240円

7. 集落営農の意義

まず、集落営農の定義というのは、単一または数集落程度の地縁的な範囲を単位に、大半の農家の参加とそれら農家からの出資や労働力の提供、農地の利用調整等への合意に基づき、参加農家の経済的・非経済的な効用(満足)の向上を目的に活動する集団的営農のことである。

集落営農は家族経営と比べて、次のような効果がある。

- (1)多数の農家を構成員としていることから、多様な人的資源確保の可能性が高い。
- (2)零細な農家で単独で実現することが難しい規模の経済が発揮できる。
- (3)集落の農家の参加と相互扶助の精神によって、農地や水等の地域資源の総合的管理を実施し、定住環境の維持を図ることが容易である。

ただし、集落営農には、次のような課題がある。

- (1)多数の農家を構成員とするために合意形成に時間がかかる。
- (2)合意形式の失敗に起因する非効率や組織内での対立関係が発生しやすい。
- (3)対立等が生じた場合は、解決のための多忙な時間と調整のための努力が必要となる。¹³

集落営農は、集落に対してさまざまな効果がある反面、まだまだ実施する上での課題があるので、それらをうまく解決し、いい方向で集落がまとまっていくことが必要となっている。

8. 集落営農の現状

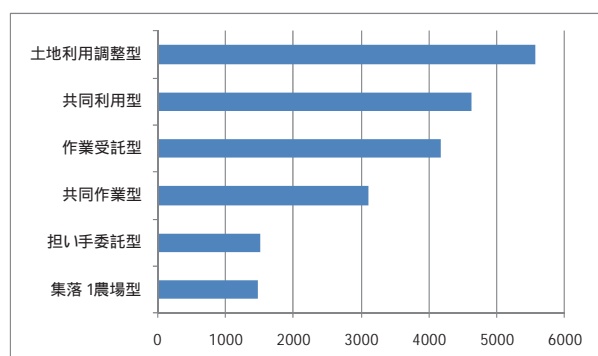
集落営農は、地域におけるこれからの営農や生活コミュニティにとって重要な役割を担っていくこととなる。まずは、集落営農の現状をみでみる。

農林水産省の集落営農実態調査(平成17年5月1日現在)によると、全国の集落営農数は10,063となっている。これは、平成12年に比べて102増加している。地域別の内訳を見ると、東北、北陸、近畿、中国、九州・沖縄の5地域で80%強を占めている。

集落営農の活動内容の現状としては、「作付け地の団地化など、集落内の土地利用調整」(土地利用調整型)が最も多く、全体の約55.3%に当たる5,564組織で行われている。次いで、「農業用機械を共同所有し、参加する農家で共同利用」(共同利用型)が46.0%(4,632)、「農業用機械を共同所有し、オペレーター組織が利用している」(作業受託型)が41.4%(4,170)で行われている。これらをもみても、現状の集落営農では「土地利用調整」と「機械の共同所有、共同利用」が最も基本的な活動内容だといことが分かる(図表1-7)。

また、農家の出役により「共同で作業を実施」(共同作業型)が30.8%(3,103)、「認定農業者、農業生産法人等に農地の集積を進め、集落単位で土地利用、営農を実施」(担い手委託型)が15.0%(1,505)、「集落内の農地を一括管理・運営」(集落1農場型)が14.7%(1,480)となっている。「担い手委託型」や「集落1農場型」のような協業経営型の集落営農は、現状では全体の15%程度に留まる。しかし、担い手の減少や米価の下落、さらには行政の政策誘導などによりこの5年間でこの両タイプの集落営農の数が最も増加しているのも事実である。¹⁴

図表 1 - 7 集落営農の活動内容



資料:農林水産省「集落営農実態調査」平成17年をもとに森ゼミ作成

¹¹ 農林水産省「中山間地域等直接支払制度骨子」
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/sharai_seido/s_kossi/index.htm

¹² 農林水産省「交付単価」
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/sharai_seido/s_about/kouhu/index.htm

¹³ 集落営農の組織化にむけて
<http://narc.naro.affrc.go.jp/team/fmrt/manual/groupfarming.html>

¹⁴ 藤澤研二、「〆の手があった!集落営農」,家の光協会,2008,pp56-57.

9. 中山間地域等直接支払制度と集落営農の関係性

中山間地域等直接支払制度と集落営農には繋がりがあると考えられる。まず、中山間地域等直接支払制度の対象者は協定に基づく農業生産活動等を行う農業者等とされている。この協定というのは集落協定または個別協定のことである。このことから、すでに集落営農を実施している集落は、集落協定を結んでいるので、そのまま中山間地域等直接支払制度の対象者となるのである。

また、同じ組織内ではあるが、資金使用目的や活動内容が異なっている場合がある。たとえば、中山間地域等直接支払制度によって得た資金は、耕作放棄地対策の土手の草刈や水路の掃除、基盤整備などに当てられる。他方の集落営農では、機械を共同で購入し、使用・維持していくことなどの行為は集落営農で得られた資金が当てられるのである。

以上のことから、集落は集落営農を実施することにより中山間地域等直接支払制度の対象となるので、耕作放棄地増加の防止に繋がるのである。また、集落営農では機械を共同で使用していくことから、農家の負担が減り、農業の持続可能性が高まる。さらに、話し合いの場が増えることにより、集落の中でのコミュニティ機能が活発になることが考えられるのである。

10. 中山間地域農業の今後の課題

現在、中山間地域農業で最も大きな課題は「担い手不足」である。三つの空洞化の中でも述べたように、「人の空洞化」が深刻化している。そして、担い手が不足すると、農業の多面的機能が維持されなくなってしまう。農業の多面的機能というのは、国土の保全機能、水源の涵養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能、保健休養機能、地域社会の維持活性化、食料安全保障のことである。これらのことから分かるように、農業は食料を生産するだけでなく、さまざまな重要な役割を担っている。その役割を、農業従事者が長年守り続けてきたのである。また、担い手が不足すると、地域の活力喪失や地域コミュニティの低下などの問題にも繋がる恐れがある。そのため、積極的な担い手確保のための対策や支援が必要であり、担い手確保のための動きが高まっている。

さらに、課題として挙げられるのが農業の多面的機能を内部経済化することである。今までの農業の多面的機能のほとんどは外部経済として、社会からは対価を受けていなかった。そのため、水源の涵養機能や自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能などといった、

都市住民の生活を支えている機能を維持する活動が、農家の無償の活動によって行われてきた。よって、農業の多面的機能を内部経済化し、農家に報酬を与えられるような仕組みを構築していくことが必要なのである。そのためには、環境税の中に農業の多面的機能に関する内容を組み込んだり、中山間地域の良好な景観や農山村の暮らしぶりを観光に結びつけたりすることなどが必要である。

第2章 生物多様性と棚田

1. 生物多様性の定義

生物多様性は以下の三つの多様性に分かれる¹⁵。

(1) 種の多様性 (= いろいろな生物がいること)

この地球上には科学的に明らかにされている生物種が約 175 万種、未知のものも含めると 3,000 万種とも言われる生物が暮らしている。

(2) 生態系の多様性 (= さまざまな環境があること)

地球上には自然林や里山林・人工林などの森林、湿原、河川、サンゴ礁など、さまざまな環境がある。すべての生き物は、約 40 億年もの進化の過程でこれらの環境に適応することで多様に分化したのである。

(3) 遺伝子の多様性 (= それぞれの種の中でも個体差があること)

様々な環境に対応するためには、乾燥に強い個体、暑さに強い個体、病気に強い個体など、さまざまな個性をもつ個体が存在する必要がある。そのため、同じ種であっても個体間で、また生息する地域によって体の形や行動などの特徴に少しずつ違いがある。

このように、地域固有の歴史が育んだ生物がそれぞれにふさわしい環境で生き続け、健全な生態系が持続するように、人間の活動自体を自然に調和させることが重要だと言える¹⁶。

つまり、生物多様性とは生物間の「つながり」から構成されているのであり、私たち人間の生活にも大きな影響があると言える。

2. 生物多様性の意義

「生物多様性」は、長い歴史のなかでつくりあげられた、さまざまな生物間のつながりと、それらを支える環境からなる全体のことをいう。水や空気、食糧、薬など私た

¹⁵ 小島望, 『生物多様性と現代社会 生命の環』30 の物語』農文協, pp9-10, 2010年9月

¹⁶ 生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会「生物多様性とは」
http://www.cop10.jp/aichi-nagoya/biodiversity/index.html

ちの生活を支えているほとんどのものは、その生物多様性からの恵みである。

また、農作物の品種改良においても生物多様性の確保は不可欠となっている。現在为数少ない農作物の品種は病害虫の蔓延に弱いため、生産者はつねに農作物の病気に脅かされている。たとえば、かつてインドからインドネシアにかけてイネの病気が広がって壊滅的な被害を被ったことがあった。その際に、その病気に抵抗力のある、それまで利用されたことのなかった野生種とこれまで栽培されていたイネとを交雑させ、病気に強い新たな品種を開発することによって危機を逃れたという有名な話がある。

以上は、生物多様性が私たちの生活にとって非常に身近であり、その生物多様性を守ることが私たちの生命や生活を守ることにつながっていると理解するのに適切な例である¹⁷。

中山間地域の里山や水田には、今失われつつある種の生物たちが多く棲んでいる。そこで私たちは、里山と水田、特に棚田がどのように生物多様性と関係しているのかに関心を持った。

3. 農業の多面的機能と生物多様性

まず、農業面からの生物多様性とはどのようなものか。農業には「農業の多面的機能」というものがある。農業の多面的機能とは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料やその他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことをいう。この農業の多面的機能は、生物多様性を維持する際にも重要であり、生物が多様に存在する農業地帯は安全・安心の農作物を栽培できるということを証明できる。しかし、農業がこのように重要な社会的役割を担っており、安全・安心の作物を提供しているにもかかわらず、その価値に見合った評価をされていないのが現状である。特に、平地の農業より中山間地域の農業のほうが一層豊かな多面的機能を持っているが、耕作不利な条件から、農業生産性も低く、高齢化の進行、担い手不足などの要因が重なり中山間地域の農業は衰退しつつある。中山間地域農業の概要¹⁸としては、以下の通りである。

(1) 日本全国における中山間地域の割合

国土総面積に占める中山間地域の割合は 64.8% である。林野率が高いため、耕地率は 8.4% と低いものの、全国の耕地面積に占める比率は 43.3% と半分

に近い。

(2) 中山間地域の人口割合

総人口に対する中山間地域の人口割合は 13.6% となっている。全国の農家人口約 1,134 万人のうち中山間地域は 465 万人と全体の 41% を占める。さらに総人口に対する農家人口比率は、全国では 8.9% だが、中山間地域では 26.7% と農家の比率が高くなっている。

(3) 減少農業集落数

全国の農業集落数は、2000 年には 135,000 集落で、1990 年からの 10 年間で約 5,000 集落が減少した。そのうち中山間地域では過半数の 2,555 集落が減っている。

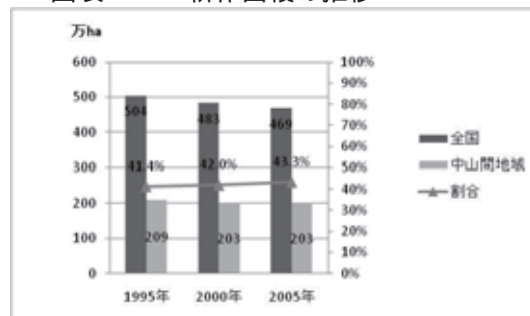
(4) 耕地面積

全国ベースの耕地面積は、05 年には 469 万 ha で、00 年からの 5 年で 14 万 ha 減少した。一方、中山間地域では 203 万 ha で変わらず、横ばいになっている (図表 2 - 1)。

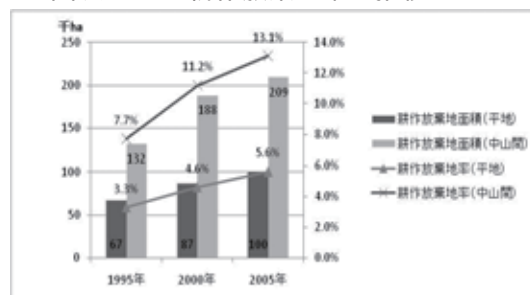
(5) 耕作放棄地面積

平地農業の 10 万 ha (5 年後に 1 万 3 千 ha 増) に対して、中山間地域では 20 万 9 千 ha (同 2 万 1 千 ha 増) と高くなっている。00 年から 5 年間の耕作放棄地率は、13.1% (同 1.9 ポイント増) に達し、平地農業地域の 5.6% (同 1 ポイント増) を大きく上回る結果となった (図表 2 - 2)。

図表 2-1 耕作面積の推移



図表 2-2 耕作放棄地率の推移



農業経済新聞, 2009年4月3週号¹⁹をもとに森ゼヨ作成

¹⁷ 小島望「生物多様性と現代社会 生命の環」30の物語」農文協, pp10-11, 2010年9月

¹⁸ 農業経済新聞「多面的機能の確保へ」2009年4月3週号

¹⁹ 農業経済新聞「多面的機能の確保へ」2009年4月3週号

以上のことから、中山間地域農業の衰退が進行していることが分かる。この外部経済となっている農業の多面的機能を内部経済²⁰に転換するためには、税金で補うしかない。その具体的な例として、中山間地域の農業を救うべく設けている中山間地域等直接支払制度がある²¹。中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年に導入された制度のことである。この制度の導入は、耕作放棄の発生防止、ならびに農業の多面的機能の維持・増進と集落機能の活性化などを目的とし、1,008の市町村に交付金が交付された²²。しかし、高齢化が進む地域から、農業生産活動の維持が精一杯であり、生産性および収益の向上や担い手の定着などの、より前向きで継続的な農業生産体制を整備するまでに至っていない、などの課題もいくつか残っている。

中山間地域の農業がこのまま衰退し続けていくのであれば、農業の多面的機能が崩壊し、私たちの生活にも大きな影響が及ぶことは目に見えている。それを食い止めるためにも、農業への、特に中山間地域の農業の価値を見直し、その持続可能性を維持していく必要がある。

4. 棚田と生物多様性

棚田地域では、用水と排水を兼ねた水路や土で作られた水路や畦畔が残っており、生き物が成長に応じて田んぼと水路を往復することが可能である。ため池や湿田などの水たまりも多く、周囲の自然環境との補完²³性、水質の良さなどの理由から、多種多様な小動物、昆虫、植物が複雑な生態系を築きあげている。棚田オーナー制度の先進地の一つである栃木県茂木町には体長約15mmの世界最小のハッチョウトンボ²⁴や、コオイムシ²⁵、ゲンゴロウ²⁶、カエル²⁷などが棲んでいる。

片野(2001)²⁸による「水田のタイプによる生息魚類の違い」の研究では、異なる3つのタイプの水田において調査が行われた。3タイプの水田とは次のとおりである。

タイプ1は台地の斜面に形成された棚田であり、水回しの方法はため池からの田起こし²⁹・灌漑³⁰であった。タイプ2とタイプ3は平地の水田であり、千曲川³¹やその支流から農業水路を通して水が供給されていた。このうち、タイプ2は用排兼用水路によって水が供給され、水路の側面や底は素掘り³²のものもあれば、石垣護岸やコンクリートで固められたものであった。一方、タイプ3は圃場整備³³されていたもので、水路は用水と排水に分離されており、両水路ともコンクリート製のU字溝が三面コンクリート護岸であった。また、水田からの水はパイプ管を経由して排水路へ落とされていた。なお、3タイプの水田間で水深に有意差は見られなかった。

棚田であるタイプ1ではトウヨシノボリ³⁴が最も多く、観察・採捕された魚の61%を占め、ついでドジョウ³⁵、モツゴ³⁶、フナ類が多かった。タイプ2の水田では、ウグイ³⁷、フナ類、ドジョウ、タモロコ³⁸が多く、これらの他にオイカワ³⁹、アブラハヤ⁴⁰、ニゴイ⁴¹など合計で10種類が確認された。タイプ3の水田で生息が確認されたのはドジョウのみであり、ドジョウすら認められない水田も多かった。

3タイプの水田間で、魚類の種数、個体数、多種様度を比較したところ、タイプ1、2に比べてタイプ3の水田では種数と個体数が著しく有意に少なかった。また、種多様度もタイプ3ではタイプ2より有意に低かった。

このように、棚田や圃場整備が行われていない水田では多様な魚類群集が形成されているが、圃場整備が行われた水田ではドジョウがいるかないかといった程度の貧弱な種組織になることが明らかになった。同様の現象は茨城県の水田でも報告されている(藤岡1997)⁴²。

²⁰ 企業自体の設備投資や経営能力の向上などによって生産費が低下し利益を得ること。

²¹ 農林水産省「中産間地域等直接支払制度 農業の多面的機能とは」
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_about/cyusan/tamen/index.htm

²² 農林水産省「中産間地域等直接支払制度、これまでの取り組みに対する課題」
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_about/kadai/index.htm

²³ 不十分な部分を補って、完全なものにすること。

²⁴ 日本一小さなトンボと知られ、世界的にも最小の部類に入る。

²⁵ カムシ目コオイムシ科に属する水性昆虫の一種。

²⁶ 池や川の流れが緩やかな川に棲むのが特徴の一つ。

²⁷ 脊椎動物亜門 両生綱・カエル目(無尾目)に分類される動物の総称。

²⁸ 片野修 細谷和海 井口恵一郎 青沼佳方 千曲川流域の3タイプの水田間での魚類相の比較 p19-25, 2001年

²⁹ 収穫後や稲を植える前の乾いた田の土を掘り起こし、細かく砕く作業。田打ち。

³⁰ 農地に外部から人工的に水を供給すること。

³¹ 信濃川の長野県内での呼称。

³² 地面を掘る際、周囲の土の崩壊を防ぐ工事を行わず、そのまま掘り進めること。

³³ 耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備することである。

³⁴ 琉球列島を除く全国の河川、淡水湖、汽水湖に生息する。農業水路やため池でも見られる。

³⁵ ほぼ日本全国に分布し、寡占や湖沼、ため池、農業水路、水田、水田付近の小溝に生息する。他の魚がいなくても生息している農業水路が数多くある。

³⁶ 関東以西の本州、四国、九州が自然分布域であると考えられている。現在では、コイやフナ類などの種苗に混じって放流され、日本全国に分布する。

³⁷ 四国の瀬戸内海側と琉球列島以外のほぼ日本全国に分布する。
³⁸ 全国の農業水路でよく見られる。コイ目 コイ科 ハルブス亜科の淡水魚。別名はミノバエ、スジモロコなど。

³⁹ コイ目・コイ科・ダニオ亜科(ラスボラ亜科、ハエジャコ亜科とも)に分類される淡水魚の一種。河川や湖沼、ため池に生息し、農業水路でも見られる。

⁴⁰ コイ目コイ科に属する淡水魚。鱗が小さく、体表のぬめり強いことからアブラの名がある。

⁴¹ コイ科・カマツカ亜科に分類される魚の一種。急流でない川や湖沼などに生息する淡水魚。

⁴² 藤岡正博「水田がはぐくむ水生動物とサギ 遺伝」pp66-99, 1997年

5. 農業水路における生物多様性を破壊する具体的要因

(1) 物理的要因

大阪府の淀川水系の水路では、水質は特に悪化しなかったにもかかわらず、三面コンクリート(両岸と底をコンクリートで固めること)への改修後 14 年間に、生息する魚類が 19 種類から 2 種に減少した。また、岡山県の倉安川用水では、三面コンクリートへの改修後、魚種数が 33 から 7 に減少した。

近年、水田周辺の物理的環境は大きく変化している。環境変化の原因の一つに圃場整備がある。圃場整備とは、稲作の効率化を目指した一連の事業を指し、一般の水田は大面積化され、農業用水路はコンクリート製の U 字溝となり、用水路と排水路に分離される。また、水田と水路がパイプラインでつながれる場合もある。圃場整備に伴う水路の改変は、多くの場合魚類の生息場所、すなわち産卵場所、保育場所、生育場所、摂餌場所、隠れ場所などの量的・質的低下をもたらす。種数や個体数の減少を引き起こす。

(2) 化学的要因

一般に、稲作では農薬が使用される。殺虫剤や殺菌剤、除草剤などである。水生生物にたいする農薬の毒性の強さは「魚毒性」⁴³として農薬の取扱説明書、包装紙や箱などに記されている。魚毒性の試験にはコイ⁴⁴の稚魚とミジンコ⁴⁵が使用される。コイ稚魚については 48 時間後、ミジンコについては 3 時間後にその半数が死亡する濃度 (mg/l)、すなわち半数致死濃度 (TLm値) がそれぞれ求められ、それらを基準に以下の 図表 2-3 のように A 類から C 類に毒性がランク付けされる。

図表 2-3 農業の魚毒性の分類と使用上の注意事項

分類	分類の基準		注意事項
	コイに対する TLm 値	ミジンコに対する TLm 値	
A 類	10mg/l 以上	0.5mg/l 以上	通常の使用方法では魚介類に影響はない。
B 類	0.5mg/l 以上	0.5mg/l 以下	通常の使用方法では魚介類に影響は少ないが、一時的に広範囲に使用する場合十分注意する。
	10mg/l 以下		B 区分の特性に注意が必要なもの。
B-s 類	2mg/l 以下	-	散布された薬剤が河川、湖沼、海域及び養殖池に飛散または流入する恐れのある場所では使用せず、これらの場所以外で使用する場合も、一時に広範囲に使用しない。散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液ならびに使用後の空き瓶及び空袋は、河川などに流さず、地下水を汚染する恐れのない場所を選び、土中に埋没するなど安全な方法で処理する。
C 類	0.5mg/l 以下	-	

資料 水田生態工学入門⁴⁶をもとに森ゼミ作成

かつて、農薬は水生生物への影響をほとんど考慮されることなく、開発・製造され、販売された。しかし、農薬

による魚類のへい死⁴⁷事故が全国的に多発したため、魚毒性が確認されるようになった。そして、魚毒性の高い農薬については、販売が自粛されていたり、同じ効能のある毒性の低い代替薬の開発が推進された。そのため、最近では魚毒性の高い農薬はかつてに比べて使用されていない。

ただし、コイやミジンコに対して毒性が低くても、他の水生生物に対して毒性の高い農薬があり、現況の表示だけで魚毒性を見極めることはできていない。また、半数致死濃度の値が小さくても魚毒性が低いと分類されても、魚を死には至らしめないが体調不良を招いて摂餌を抑制したり、生殖腺に影響して卵や精子の奇形や活性低下を招いて繁殖に影響を及ぼす農薬のあることが考えられる。

(3) 生物学的要因

農業水路の魚類の現象調印となる捕食生物としてオオクチバス⁴⁸やブルーギル⁴⁹といった外来の魚類、サギの仲間やカワウなどの鳥類が考えられる。最近では、オオクチバスだけでなく、コクチバス⁵⁰の生息域拡大が懸念されている。

タイリクバラタナゴ⁵¹は他の魚類を捕食するわけではないが、産卵床である二枚貝を独占し、他のタナゴ類を減少させる。

6. ピオトープについて

「ピオトープ」とは、「特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均等な限られた地域」と定義されている⁵²。いま、ピオトープという概念が全国の自治体で「自然との共生」を掲げる新しいタイプのまちづくりが注目されている。小さなものが生息する空間の保全・復元から、広域的な土地利用計画の策定に至るまで、環境保全戦略の基礎単位として幅広い応用と展開が可能であるためである⁵³。

ピオトープをつくることは、本来その地域にいる野生生物の新たな生態的環境を創出し、開発によって失われた自然を人工的自然で補う役割を果たす。例えば、小さな浅い池を掘って水を溜めておくと、何もなくても周囲からカエルやゲンゴロウが移ってきて、トンボも飛んでくる。時間がたてば、植物の種が飛んできて、池の中や

⁴³ 水中の化学物質が魚介類に障害を与える程度を知る指標。化学物質の審査および製造の規制に関する法律、農薬取締法により毒性試験法が定められている。

⁴⁴ コイ目・コイ科に分類される魚。

⁴⁵ 水中でプランクトンとして生活する、微小な甲殻類である。

⁴⁶ 水谷正一「水田生態工学入門」農文協、pp47、2007年3月

⁴⁷ 酸素欠乏死、有害物質死、疾病死、またはこれらが複合して作用し魚類へい死に至る。

⁴⁸ スズキ目・サンフィッシュ科(バス科)オオクチバス属に分類される淡水魚の一種。

⁴⁹ スズキ目・サンフィッシュ科に属する魚の一種。北アメリカ原産の淡水魚だが、日本でも分布を広げた外来種である。

⁵⁰ スズキ目・サンフィッシュ科に分類される魚の一種。

⁵¹ 中国南部、台湾、朝鮮半島に分布。日本各地に移入。

環境省は「要注意外来生物」に、日本生態学会は「日本の侵略的外来種ワースト100」にそれぞれ選定している。

⁵² 生態学辞典(築地書館)。

⁵³ 日本生態系協会「ピオトープネットワーク」財団法人、pp40

水際に水草が生えてくるかもしれない。一方、その地域にいない生物や、そこにふさわしくない種を導入すること、また人間が手を加えすぎること、かえって生物多様性を損なう結果となることも少なくない⁵⁴。

7. 休耕田利用型の水田を利用したピオトープ

水辺の生物の多くは、流水域と止水域を棲見分けて生息している。しかし、河川の近自然型工法や魚道の設置といった環境保全対策は主に流水域で行われており、止水域を対象にした取り組みは少ない。こうしたことから、以下に述べる水田を利用したピオトープは、止水域に生育・生息する生物を保全する上で有効な手段となる。

休耕田とは、“耕作の意思はあるが耕作していない水田”のことをいう。この休耕田の段階から一歩進んで耕作放棄地となっている水田は全国で約 8.4 万 ha、全水田面積の 30.7% (2000 年農林業センサス、現在はさらに増加)を占めている。特に中山間地帯では、この傾向が強く、休耕田の利活用を含めた対策が望まれる。休耕田をピオトープ水田として利用する際の利点をまとめると、以下のようになる⁵⁵。

- (1) 生物多様性の向上に寄与する
- (2) 水田機能を維持しながら休耕ができ、水田の持つ多面的機能を損なわない
- (3) 地域住民が環境保全活動として利活用することによって耕作放棄の防止につながり、環境教育や都市住民との交流の場にもなる。
- (4) ピオトープとして位置付けることにより、農家や周辺住民の環境への意識が向上する。

しかし、ピオトープ水田の普及には、土地所有者である農家の協力や維持管理作業への地域住民の協力が不可欠である。また、ピオトープから復田する際の除草作業や施肥管理についても、有効な技術の蓄積が望まれる。低平地でも中山間地域でも、生物多様性を維持・回復するためのコアゾーンには、場所を固定した水田ピオトープを設置したい。漏水がなぐ湛水維持が可能なピオトープ水田、あるいはピオトープ水路は止水域に生息する生物の保全に大きく寄与する。さらにピオトープ間のネットワークにより、地域の生態系の質の向上と安定的な保全が可能となる。

8. まとめ

生物多様性というのは生物間の「つながり」によって大部分が構成されている。そして生物多様性の恵みで

生活している私たちには、生物多様性を維持していかなければならない義務があると言える。特に農業には多面的機能があり、中山間地域はその機能が平地農業より先はるかに豊かである。この農業の多面的機能は、生物多様性を維持する際にも重要であり、生物が多様に存在する農業地帯は安全・安心の農作物を栽培できるということを証明できる。中山間地域で収穫された農作物はきれいで安全な棚田から作られ、自信をもってアピールしていくべきである。

また、農業・生物多様性の維持の面に関して、中山間地域が重要な役割を担っているにも関わらず、その価値が評価されていないことが問題である。

農業に関して言えば、全国の耕地面積における中山間地域の耕地面積は約 4 割であるから、中山間地域農業の衰退を止めなければ日本の生物多様性も多大な被害を受けることは明らかである。それを事前に食い止めるためにも、中山間地域農業に対する補助施策を強化し、中山間地域農業に残る課題を一つずつ解決していく必要がある。

また、生物が多様に生息する水田は、環境の変化によってその生物多様性は崩壊しつつある。水田の圃場整備や外来生物による生態系の崩壊、里山の森林伐採など、様々な要因があるが、再度水田の価値を見直し、これらを守るための策を考える必要もある。

このような生物多様性を踏まえて、私たちは棚田オーナー制度を通して、生物多様性を守っていかなければならないと感じた。そして本ゼミでは棚田オーナー制度の実施に当たり、耕作放棄地である棚田の一部をピオトープとして利用することを提案したい。耕作放棄地である棚田でピオトープを作ることにより、棚田とピオトープが中山間地域の生物多様性の維持・地域住民の環境学習の場、耕作放棄地の防止・都市住民との交流の場として期待される。

よって、棚田オーナー制度は、生物多様性を維持していくための手段として社会的意義のある取り組みも可能とする取組となりうる。

第 3 章 戸別所得補償と TPP

1. 農業者戸別所得補償制度について

(1) 「戸別補償モデル事業」登場の経緯

これまで長らく政府がコメの価格・流通を管理する制度の根拠になっていた食糧管理法(食管法)が 1994 年に廃止になり、新たに食糧法(主要食糧の需給及び価

⁵⁴ 小島望「生物多様性と現代社会 生命の環」30 の物語』農文協, pp179, 2010 年 9 月

⁵⁵ 水谷正一「水田生態工学入門」pp144, 2007 年 3 月

格の安定に関する法律が施行され、米価は市場の動きに任されることとなった。その結果、米価は不安定となり農家の所得を安定させるための新たな制度が必要となった。平成 19 年産のコメから導入したのが「品目横断的経営安定対策（現 = 水田 畑作経営所得安定対策）」である。この政策は農家からの評判は大変悪かった。なぜなら、この安定対策の対象を 4ha 以上の認定農業者、20ha 以上集落営農に限定したからである。コメ作付け農家 166 万戸の約 9 割に当たる 150 万戸は 3ha に満たない農家であり、農家の大部分が対象から外されたので不満が起こるのも当然であった。

これに対して民主党は 2009 年の総選挙向けのマニフェストですべての販売農家を対象にコメの所得補償制度の構想を打ち出し、自民党との違いを鮮明にした。経過のなかで政権交代後の平成 22 年度予算で民主党が農業政策の最重点にしたのが「米戸別所得補償モデル事業」である⁵⁶。

② 農業者戸別補償制度

現在、国において、食料自給率向上を図るとともに、農業経営の安定と国内生産力の確保、農業の多面的機能を維持できる環境を作り上げることを目的に農業者戸別所得補償制度が実施されている。事業の効果や円滑な事業運営を検証するため、農林水産省は平成 22 年度から戸別所得補償モデル対策を開始し、平成 23 年度から戸別所得補償制度を本格実施するとしている。この制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付し、農家への所得を補償するものである⁵⁷。

2. 農業者戸別所得補償制度の仕組み

平成 22 年度から実施される戸別所得補償モデル対策は、水田農業のみを対象として実施されている。モデル対策は、次の二つに分けられる。

第 1 に、コメの所得を補償するものである。交付金額は固定部分と変動部分に分けられる。固定部分の交付金単価は全国一律 10a あたり 15,000 円である。交付には条件があり、コメの生産数量目標に則した生産を行った販売農家、集落営農組織となっている。「生産数量目標に則する生産」とは減反⁵⁸であり、減反参加を支給要件としているのは、増産によって米価が下落し、政府の財政支出がさらに増えるのを防ぐ目的がある。ただし、自家用米として作付面積から 10a を差し引いた面積で

計算される。変動部分の価格補償に関しては、過去 3 年間の販売価格の平均を下回った場合に、その差額を支給される。農林水産省によると「変動部分」の交付金額は、平成 23 年 2 月下旬に確定する見込である。

図表 3 - 1 コメの戸別所得補償の内訳⁵⁹

補助金の種類	支給額 (年間)	支給額の計算方法
補助金 (1) 定額	15,000円 (作付面積10a当り)	標準的な生産費用 (過去 7 年中 5 年の平均) と標準的な販売価格 (過去 3 年の平均) の差額
補助金 (2) 変動	当年生産の販売価格 確定後に算定	当年産の販売価格が、標準的な販売価格 (過去 3 年の平均) を下回った場合の差額

第 2 に、コメ以外の所得を補償するものである。具体的には「水田利用活用の自給率向上対策事業」が挙げられる。これは水田の転作を行った場合、自給率向上に貢献する作物 (麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物) を生産する販売農家・集落営農に対して、作物ごとに交付金 (10a 当り年間 2 万円 ~ 8 万円支給) が支給され、主食米と同等の所得を確保できる程度の支援を行うものである。この事業は、国が食糧自給率向上のために、コメの生産削減を進め、麦や大豆などへの転作を奨励しているものである。

図表 3 - 2 水田利用活用の自給率向上対策事業の補償内容⁶⁰

【戦略作物助成】	
対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/11a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/11a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/11a
【二毛作助成】	1.5万円/10a
【群畜連携助成】	1.3万円/10a
【産地資金 (予算枠 481 億円)】	
地域の实情に即して、 麦・大豆等の戦略作物の生産工場、 地域振興作物や備蓄米の生産の取り組み等を支援	

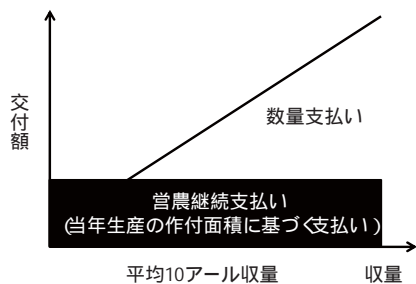
以上二つのモデル対策の実施状況を踏まえて、平成 22 年度は戸別所得補償制度を導入するための制度設計等を行うこととしている⁶¹。平成 23 年度からの本格実施では、以上の政策に畑作物への戸別所得補償が追加される。畑作物の所得補償交付金は、畑作物 (麦、大豆、てん菜、でん粉用じゃがいも、そば、なたね) を生産する農業者に対して、「恒常的なコスト割れ相当分」を直接支払いする交付金である。交付金は、農地を農地として保全するために必要最低限の費用相当額は作付面積

⁵⁶ 教育×ChuoOnline 米 (コメ) 戸別所得補償制度は日本農業再生の切り札になるか - 民主党米政策に対する一考察 -
<http://www.yomuri.co.jp/adv/chuo/opinion/20100621.htm>
⁵⁷ 農林水産省 平成 23 年度農業者戸別所得補償制度の本格実施
http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/h23_honseido.htm
⁵⁸ 基本的には米の生産を抑制するための政策

⁵⁹ WEDGE Infinity 戸別所得補償 民主党の狙いとは?」
<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/839>
⁶⁰ 農林水産省 農業者戸別所得補償制度の概要
http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/pdf/h23_pam_ph.pdf
⁶¹ 農林水産省 食料 農業 農村基本計画 (平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)
http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/pdf/khon_kekaku_22.pdf

に応じて交付するが、生産意欲の向上に繋がるように収量に応じて支払うことを基本とする。

図表 3 - 3 畑作物の所得補償交付金のイメージ⁶²



3. 戸別所得補償制度の問題点

第 1 に、戸別所得補償金額算出の基礎となる標準的な生産に要する費用を全国一律にする点である。中山間地を多く抱え生産条件が不利な地域においては、平地以上に農産物の生産コストがかかるため、十分な所得補償とはならない状況にある。こういった問題に対し、国は中山間地などの条件不利地域や環境に対する支払いは中山間地域直接支払い⁶³での補償や、農地・水・環境保全向上対策⁶⁴を拡充させることで対応している。しかし、その場合でも戸別所得補償制度において県毎に費用を計算することや、山間地加算のような制度を加えるなど、条件不利地域に対しての配慮をすべきではないか。今後、コメ、麦、大豆を対象とした農業の戸別所得補償制度の本格実施にあたっては、中山間地域等の生産条件不利地においても、十分な所得が補償されるよう地域特性を考慮した単価設定とすることが求められる。

第 2 に、赤字額（農産物の販売コストと販売金額の差）を補填する仕組みであることだ。農家にとっては、赤字が増えれば増えるほど、国からの交付金が増える仕組みである。コメの戸別所得補償制度は、定額部分と変動部分で構成される。努力水準が低くて販売価格が低い農家が、変動部分をより多く得られる構造になっており、健全な競争原理は働かず、日本の赤字農家の割合が増加する。したがって、低所得者に対する安全網だけでなく、農家の生産意欲を高めるような仕組みにしなければならない⁶⁵。

4. 戸別所得補償とアメリカ EU の直接支払い

(1) 日本とアメリカ EU の戸別所得補償の違い

日本では 2010 年度にモデル対策としてコメの戸別所得補償制度が試行された。これは、アメリカや EU の直接支払いを参考にして設計されている。しかし、日本とアメリカ EU では土地資源の豊富さ、経営面積規模、水田と畑作など基礎条件に大きな相違がある。また、価格の市場調整機能は輸出国と競争力が劣る輸入国では異なる。アメリカや EU のような輸出国であれば、国内価格の下落は直ちに輸出の増加に繋がり、需給が一致し価格を下支えする。しかし、農地資源が乏しくかつ高所得の先進国である日本は農業の競争力が低く、コメの輸出が困難であるため、よほど米価が低下しない限り輸出による価格の安定は期待できない。そのうえ価格支持もない現状では、若者中心のコメ離れなどの国内要因による価格低下が起こりやすい。実際、これまでの米価下落は国内需要の縮小が大きな要因の一つである。そして、大きな内外価格差は、値下がりの余地が大きいことを意味している。

(2) 直接支払制度とは

直接支払制度は、環境保全の取り組みや立地条件による所得格差の是正など、その給付に際して様々な要件を設定し、対象を限定することが可能な所得政策である。また、地域の実態に即した給付要件を設定することも価格支持による所得政策にはない特徴である⁶⁶。農業所得に占める政府からの直接支払いの割合は、フランスでは 8 割、スイスの山岳部では 100%、アメリカの穀物農家は 5 割前後というデータがあるのに対し、日本では 16%前後（稲作は 2 割強）とほかに低い水準に留まっている⁶⁷。

5. アメリカの直接支払制度

アメリカは、価格支持による消費者負担型農政に代えて、1963 年から農家に対する保証価格と市場価格との差を財政により補填することで、農家所得を維持しながら消費者への安価な食料供給と農業の高い国際競争力を実現してきた。アメリカの主要な直接支払いは、所得・価格支持政策である農産物プログラムによるものである。農産物の価格を低水準に抑制して競争力を持たせながら、農家の収入は直接支払いで確保する仕組みである。対象品目としては、主要な土地利用型作物である各種穀物・油糧種子・豆類、綿花、落花生などが挙げられる。

⁶² 農林水産省「農業者戸別所得補償制度の骨子」平成 23 年度予算概算決定
http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/pdf/h23_kettei_kossi.pdf

⁶³ 2000 年から始まった中山間地域に対する所得補償政策で、日本初の直接支払い政策。国土保全などの多面的機能の強化も狙いの一つ。

⁶⁴ 農地、水、環境といった農村地域資源の保全と質的向上を目的とする地域共同活動に必要な費用を国と地方自治体が支援する制度。

⁶⁵ JA.com 農業共同組合新聞 2010 年 9 月 6 日
<http://www.jacom.or.jp/news/2010/09/news100906-10729.php>

⁶⁶ 農林中金総合研究所「EU の直接支払制度の現状と課題 政策デザインの多様化と分権に向かって」

<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0706re3.pdf>

⁶⁷ 財団法人 日本水士「食料安全保障の確立に向けて」

http://www.jiid.or.jp/files/04public/02ardec/ardec39/key_note1.htm

6. EU の直接支払制度

(1) EU の直接支払制度の目的

EU の直接支払制度は過剰農産物の大量発生による財政負担とアメリカ EU 農産物貿易摩擦を解消することを目的とした農政改革において実現した。EU は農政改革において次の三つを実施した。

第1に、価格支持の削減、廃止に向けた制度転換である。成果としては、EU の輸出農産物の主力である小麦価格の国際価格との格差をほぼ解消させたこと、2013年までに輸出補助金全廃の約束を行えるようになったこと、農業産出額は増加しつつも、1980年代にピークに達した国内 GDP に対する農業歳出の割合は低下し始めたことが挙げられる。

第2に、消費者負担型から納税者負担型への転換である。つまり、農畜産物の支持価格を引き下げ、消費者負担を軽減し、それにより生じる農業所得の減少を財政負担により補填する措置である。補填のために公共財源を活用することは、国民に対する強い説明義務が生じるということである。ここでは農業者に対する所得支援の根拠について、社会政策一般の所得支援とは異なる農業固有の根拠を必要とする。

第3に、品目別の政策から経営所得政策への転換である。支持価格の引き下げに伴い導入された直接支払いには、作付面積や飼養頭数当たりの給付単価が設定され、農業者は特定品目の作付けや特定家畜種の飼養を毎年申告することで受給できる⁶⁸。

(2) EU の直接支払制度の現段階

デカップリングへの転換

EU では、03年の「中間見直し」として実施された農政改革はさらに進んだ。過去の直接支払いの給付額を基礎にし、生産要素と切り離した単一支払い制度、すなわち「デカップリング」の導入である。デカップリングとは、直訳すると非連動という意味であり、価格政策と所得政策を切り離すことである。これは畜産部門も含めた品目横断的な直接支払い制度で、これにより生産者は作目や飼養頭数に関係なく直接支払いの給付を受ける。EU は直接支払いのさらなるデカップリングに踏み切ることで、WTO において許容された国内補助金に転換することが可能になった。

直接支払いと新たな給付の条件

農業者に対する直接支払いの要件として導入されたのが、クロスコンプライアンスである。クロスコンプライアンスとは、直訳すると交差要件のことであり、ある施策による支払いについて、別の施策によって設けられた要件

の達成を求める手法である。これは、農業分野特有の手法で、環境とは別の目的の農家に対し、補助金の受給条件として環境要件をつけるものである。環境政策においてクロスコンプライアンスは、原則的手法の一つとなっており、農業者が EU の所得支援の対象となるには環境保全の要請を尊重しなければならないという原則が99年改革に組み込まれ、EU では05年からすべての国で義務化された。

図表 3 - 4 日本・アメリカ EU の直接支払い等の政策比較⁶⁹

項目	国	日本	アメリカ	EU
生産と関連しない直接支払い		(一部の畑作物)		
環境直接支払い		(限定した農地)		
条件不利地域直接支払い			×	
減反による価格維持と減反参加を条件とした所得補償			×	×
100%以上の関税		こんにゃく、も、雑豆	なし	なし
500~1000%の関税		米、落花生、でんぷん	なし	なし
200~500%の関税		小麦、大麦、バター、脂肪粉乳、豚肉、砂糖、生糸	なし	バター、砂糖(改革により100%以下に引下げ可能)

注) は採用、 は部分的に採用、×は不採用、 は日本のみ採用

7. TPP とは

アジア太平洋での自由貿易圏の構築を目指すための協定のことである。参加国間での貿易に関する関税の撤廃を原則としており、例外規定が少ない完全自由化とも言われる。TPP は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国が締結し2006年に発効しており、2009年にはアメリカも TPP に関与することを表明している。2010年には当初の4カ国に加え、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムが参加し第1回目の協定交渉を開始している⁷⁰。TPP は自由化レベルが高い包括的な協定である。モノやサービスの貿易自由化だけでなく、政府調達、貿易円滑化、競争政策などの幅広い分野を対象としており、物品の関税は例外なく10年以内にほぼ100%撤廃するのが原則である。APEC の目標を共有し、より広範な自由化を進めることが協定の目的とされ、加盟国の合意によって参加国を拡大できる。

日本では、菅直人首相が2010年10月、TPP への参加検討を表明した。参加による政治的・経済的な意義に加え、参加しなければ自動車や機械などの日本の主要産業が自由化でリードする韓国と比べて海外市場で不利になるなどの試算もあり、経済団体を中心に参加を

⁶⁸ 高知大学人文学部「EU から見た直接支払制度のあり方」
http://jinbun.cc.kochi-u.ac.jp/igun/finisym/kyoto/proceedings/ishii_proceeding.pdf

⁶⁹ RIETI 独立行政法人 経済産業研究所「日本の食料安全保障をどう考えるのか?」
<http://www.rieti.go.jp/papers/contribution/yamashita/57.htm>
⁷⁰ マネー辞典 m-Words TPP <http://m-words.jp/w/TPP.htm>

支持する声大きい。一方で、関税撤廃による国内農林水産業への影響などを懸念して、農協や漁協などの生産者団体を中心に、参加に反対する意見もある⁷¹。なお、自由貿易協定のことはFTAと呼び、貿易を含め、人の移動の自由化などさらに広い範囲での経済連携協定のことをEPAという。TPPは多国間でのFTAと言えるが、例外規定の少ないことが特徴とされている⁷²。

8.TPPの効果と影響

(1)TPPへの参加賛成派の見解

日本のTPP参加に賛成する見解として次の四つことが挙げられる。

第1に日本の貿易自由化を進めるためである。菅首相は日本の新たな経済成長のため、関税を原則として撤廃し、貿易自由化を進めることを今年最優先の政策テーマにした。EUやアメリカとの貿易自由化を進める韓国と比べ、日本はかなり出遅れている。自動車や家電製品などの販売で、関税がなくなる韓国製との価格競争はこのままでは厳しくなるばかりである⁷³。

第2に日本が関税撤廃などのルールづくりに出遅れる恐れがあるためである。TPPは例外の少ない貿易自由化を実現する枠組みで、工業品や農産品の関税撤廃など24分野にわたる新ルールを策定する見通しである⁷⁴。日本が交渉に乗り遅れれば、自由貿易市場の枠組みから締め出されてしまう。TPPの狙いは、参加国間で原則として関税を撤廃し、貿易や投資の自由化を進め、互いに経済的利益を享受することにある。積極的にルール作りから参加し、優位に交渉を進めれば、特定品目を例外措置とする可能性も出てくるし、農業強化策を打つための移行期間の確保も容易になる⁷⁵。

第3に実質GDPの増加である。内閣府の試算では、貿易自由化による実質GDP増加はTPP参加で2.4兆円～3.2兆円、アジア太平洋地域全体で6兆円以上にのぼる⁷⁶。経済産業省の試算は、日本がTPPに参加しないと、アメリカやEUと独自に自由貿易協定を結んだ韓国が躍進し、日本のGDPは2020年までに10.5兆円も減少すると予想している⁷⁷。

第4に農村における雇用機会の創出である。大規模農家や小規模でも高付加価値の農産物を作る自立した農家が主体となれば、水資源に恵まれた日本の農業は世界への輸出を大幅に増やせる。そうすれば公共事業

に依存せず、農村に若い男女の雇用機会が生まれるのであると述べている⁷⁸。

(2)TPPへの参加反対派の見解

日本の農林水産物輸入額は6兆7千億円(2009年)で、純輸入額としては世界最大である。「国を開く」といっても、すぐに十分に開かれた市場となっており、経済成長のために日本の農林水産業が犠牲になれば、多面的機能の喪失、地域経済・雇用の崩壊など取り返しのつかない事態を招く。また新たな食料・農業・農村基本計画では、食料安全保障と両立できるものではなく、TPP交渉への参加に反対であり、断じて認められない。

JAが試算した関税撤廃による農産物生産等への影響は以下の五つである。

第1に国内農産物の生産額の減少である。内外価格差が大きく、外国産品との品質的な優位性がない品目は市場を失い生産が大幅に減少し、被害額は4兆1千億円程度であると予想される。

第2に食料自給率の低下である。平成23年までに食料自給率50%達成を目指すとしているが、TPPを締結すれば、日本の食料自給率は40%から14%まで低下してしまうと試算している。

第3に農業の多面的機能の喪失である。耕作放棄地の増加等により、環境機能、景観の保持、水源の涵養などの農業の多面的機能が喪失し、3兆7千億円程度の損失を被ると予想される。

第4に国内総生産(GDP)の減少である。関連農産物加工業への直接的影響に加え、生産資材、飼料、農業機械等の製造業、運輸業など地域経済に影響が波及され、減少額は7兆9千億円程度であると考えられる。

第5に就業機会の減少である。農業、食品産業その他関連産業の生産額が減少し、地方を中心に340万人分の就業人口が喪失すると予想して、反対している⁷⁹。

9.私たちのTPPと戸別所得補償への見解

TPPの参加により農業への影響が大いに懸念されるが、すぐに関税が撤廃されるわけではなく、対応する時間は十分にあり、1兆円超の農業補助金などを抜本的に見直し、自由化とリンクした戸別所得補償政策や企業の参入条件の緩和により、強い農業を育てることは可能であると経済産業省は述べた。経済産業省の見解は、まず、TPPに日本が参加したうえで、その後、関税が撤廃されるまでに、農業の助成をしていくというものである。

しかしながら、戸別所得補償の枠組みをあらかじめしっかりと構築せずに、TPPに参加すれば、農業への損

⁷¹ Kotobank.jp 「TPP」<http://kotobank.jp/word/TPP>

⁷² マネー辞典 m-words 「TPP」<http://m-words.jp/w/TPP.htm>

⁷³ 朝日新聞,2011/01/05,第6面

⁷⁴ 日本経済新聞,2011/01/05,第3面

⁷⁵ 読売新聞,2011/01/09,第1面

⁷⁶ 日本経済新聞,2011/01/04,第5面

⁷⁷ AIIAabout「利益?不利益?そもそも「TPP」って何?」

<http://aIIabout.co.jp/gm/gc/324840/>

⁷⁸ 福島民友新聞,2011/01/16,第6面

⁷⁹ JA 全中「情勢報告関連資料」

<http://www.zenchu-jp.or.jp/food/pdf/1289547302.pdf>

失は甚大になる。したがって、日本が、TPP に参加するならば、EU やアメリカの戸別所得補償を参考として、更なる制度の充実を図るべきである。全国の農家の中には、競争力に自信があり TPP への参加や輸出への道を期待する声もある。日本の農業は技術が優れ、TPP は農産物の輸出を後押しする。しかし、そのように考えるのは、平地で農業を営む専業農家である。この見解で TPP に参加すれば、中山間地域農業を壊滅に追い込むことになる。中山間地域農業の生産額は、全体の約 4 割を占めており日本の農業の重要な位置を占めている。この 4 割のシェアを担う中山間地域農業を消滅させるのは、日本の農業の縮小、食料自給率の一層の低下などを招く。

日本の戸別所得補償制度は、戸別所得補償金額算出の基礎となる標準的な生産に要する費用を全国一律にする点等から条件不利地域の立場に立った政策となっていない。日本とアメリカ EU 等の戸別所得補償では様々な条件の違いがあり日本の戸別所得補償制度設計に際してもその点を十分に考慮する必要がある。EU はデカップリングの徹底を図るとともに、価格政策から農業環境政策を含む農村開発政策に力点をシフトさせてきている。このように EU の農業環境政策は、域内の歪みを是正するべく生み出された直接支払いでうまく適しながら、さらに農業環境政策にまで踏み込んでいった。欧州特有の環境意識の高さが、農業環境政策を許容したというだけでなく、将来をにらんだ農業政策へ移行させることができた EU の手腕は評価されるべきである。日本は直接支払い制度に足を踏み入れたばかりであるが、農業環境政策を念頭において行動する必要がある。

第 4 章 ヨーロッパ及び日本国内のグリーン・ツーリズム

1. グリーン・ツーリズムの定義

日本では1992年に農林水産省がグリーン・ツーリズムとは「農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」と定めている⁸⁰。日本でグリーン・ツーリズムといわれる農林漁家による観光的な活動は、海外では一般に農村ツーリズムといわれる⁸¹。マスコミはグリーン・ツーリズムと言うことが多く、専門家は

農村ツーリズムと言う傾向にある⁸²。グリーン・ツーリズムを実施する各国の呼称を 図表4 - 1 に示した。

図表4 - 1 農村ツーリズムの呼称⁸³

Green Tourism [Tourism Vert] (フランス)
農村部で過ごす休暇。海岸部で過ごす休暇をBlue Tourism、山間部で過ごす休暇をWhite Tourism、都市部で過ごす休暇をLight Tourismと呼んでいる。
Rural Tourism (イギリス、アイルランド、アメリカ)
イギリスではSustainable Tourismとの呼び方もあるが、この呼び方は環境保全を前面に打ち出した表現といえる。アメリカでは先住民社会へのツアーなどを指すことが多く、エコ・ツーリズム (Eco Tourism) とオーバーラップすることが多い。
Agro-Turismo (イタリア、スペイン、オーストリア)
イタリアでは、農村で農家が行うものをAgri-Turismo、非農家が行うケースをTurismo Ruraleとして明確に分けている。
Urlaub auf dem Bauernhof (農家で休暇を)、ドイツ、オーストリア、スイス)
ドイツにはグリーン・ツーリズムなどの呼び方はない。
Eco-Tourism (オーストラリア、ニュージーランド)
動植物の生態を直接に観察するツーリズム。また、先住民社会における歴史や文化遺産を尋ねることも多い。

注：この分類はあくまで農村ツーリズムに限定したものである。観光学的分類はさらに多様である。

2. グリーン・ツーリズムの変遷

グリーン・ツーリズムは1970年代にドイツやフランス、イギリスなどで始まり、80年代から90年代にかけてイタリア、ギリシャ、スペインなどヨーロッパ全域に広がった。

1958年、EEC の設立条約であるローマ条約により共通農業政策CAP (Common Agricultural Policy) が樹立された。この措置は、とくに国際収支改善のため欧州に小麦輸出市場を確保しようとしたフランス、ならびに国家の安全保障上、農業生産性の向上と食料自給率の改善を国策としたドイツのための保護策であったといわれる。手厚い保護の下、1960年から70年代にかけて域内の生産性は大きく向上した。

しかし、70年代末から80年代になると、過剰生産や財政負担の増大が重い負担となり、加えて化学肥料の大量使用や家畜の排泄物といった環境汚染問題も深刻化した。こうして環境負荷の低減や景観保護を前提とした農業政策への転換の必要性が提唱された。

それまでの農業問題は主として域内完結型であったが、80年代後半に入り、海外の農産国との貿易摩擦が増大し、農業を世界レベルで捉える必要性が高まってきた。世界的な穀物の過剰削減を背景に、世界農産物貿易に関する新たなルールづくりである「ウルグアイ・ラウンド」交渉が行われ、その結果、EU は1992年、生産調整による農産物の支持価格引き下げと農家への直接補助制度を盛り込むCAP改革を実施した。

⁸⁰ 鈴江恵子 『ドイツグリーン・ツーリズム考』東京農大出版会、2008/5 pp7

⁸¹ 大江靖雄 『農業と経済 2010 8 臨時増刊号 世界的潮流の中でわが国農村ツーリズムの方向性を考える』2010/8 pp18

⁸² 大島順子 『農業と経済 2010 8 臨時増刊号 60年の歴史を持つフランスの農村ツーリズム』2010/8 pp114 - 115

⁸³ 山崎光博 『ドイツのグリーン・ツーリズム』農林統計協会、2005/3 pp23

EU各地で第二の収入源確保を目的としたグリーン・ツーリズム事業が始まり、これまでの生産性本位の農業・農村政策は、社会、経済、環境、景観保全まで多面的機能の発揮を目的とする欧州型農村開発政策へと移行し、欧州型の持続型農業政策として定着している⁸⁴。

3.ヨーロッパのグリーン・ツーリズム

ヨーロッパにおけるグリーン・ツーリズムは、農家の副業・兼業としての「農家民宿」がその中心となっており、ヨーロッパの各国政府とも農家の副業奨励の一環として支援している。それらは、ドイツでは「農家で休暇を」、フランスでは「ジット」、イギリスでは「ファーム・ホリデー」などとして知られており、その社会的・経済的効果は、農業生産に匹敵する地域まで出現するに至っている⁸⁵。

(1)フランスのグリーン・ツーリズム

フランスでは農村部の家族経営ホテルの修復に補助金が与えられたことに続き、農家が使わない建物を貸別荘型民宿として提供する「ジット」が奨励された。1週間単位で利用者は炊事も掃除も自らすることになっている宿泊施設である。ジットは全国的な農村民宿連盟ジット・ド・フランスの創設（1995年）により、農村ツーリズム発展に大きく寄与することになる。

ジット・ド・フランスでは民宿に厳格なランク付けも行っている。安上がりの休暇提供が目的で振興されるようになった農村ツーリズムだが、常にサービスの質を高める努力をすることでイメージを上げることができた。

農村部には史跡も多クスポーツなども楽しめる施設が整備されているが、バラエティーに富んだ宿泊施設もフランスの農村ツーリズムの特徴である。ジット・ド・フランスの民宿タイプには6種類あり、以下の図表4-2に示した。フランスの農村ツーリズムは農村価値を高めることを目的とする。農家民宿も、古民家を修復して保存することが大きな目的となっている。農村に残されている都会と異なる美しい景観は人々を魅了する場である。最近でこそ持続可能な開発が重視されるようになったが、農村ツーリズムははじめからそれを目指していたのである⁸⁶。

図表4-2 ジット・ド・フランスの民宿タイプ⁸⁷

民宿の種類	特徴
貸別荘型民宿	伝統的な家屋の自炊民宿。1週間ないし週末単位で利用。
B&B 民宿	朝食付きで寝室を提供。1軒当たり1部屋まで。昼食や夕食を提供する民宿もある。
大型民宿	12～50人を収容するシンプルな内装の民宿。
子ども民宿	大人の付き添いなしに子どもをホームステイさせる。
キャンプ場	農業や自然に恵まれた場所にあるキャンプ場。
コテージ民宿	自炊可能なコテージやモービルホーム。1週間単位で利用。

(2)イギリスのグリーン・ツーリズム

イギリスのグリーン・ツーリズムの特徴は、第1に田園地域の豊かさを活かした農家による多角的なビジネスの展開である。特にB&B方式の農家民宿は、農家経営の多角化の中で、最も中心的なビジネスとして1960年代から始まり、1970年代後半から広がりをみせ、1980年代以降に組織化されて質の高いビジネスに成長した。その役割を担ったのが1983年に創設された「農場ホリデー協会」(Fam Holiday Bureau、以下FHBと略)である。FHBは、2002年から「イギリス農場ステイ協会」(Fam Stay UK、以下FSUKと略)と改組され、イギリス全土を網羅する組織に発展した。

第2の特徴として、田園地域での多様な楽しみ方があり、それらが質の高いものとして確保されている点がある。主に、散歩、乗馬、釣り、他、工芸展、博物館、搾乳、クレー射撃、ハーブ園、テニス、庭園散策等がある。

第3の特徴は、グリーン・ツーリズム関連の各種情報を発信する拠点として、「情報センター」が市町村の中心部に設置され、訪問者への情報がきめこまかく提供されている点が挙げられる。

第4の特徴として、公共遊歩道とパブ（地方の交流空間としての居酒屋）の整備・充実がある。イギリス人のグリーン・ツーリズムへの関心を支えているのが、この公共遊歩道であり、近年は長距離の散歩への人気が高まっている。加えてイギリス独自のものが、パブ文化である。都市部のパブと違い、村の中のパブは、地域住民の貴重なコミュニケーションの場であり、個人重視の自立的な個人主義国家にとって、公共性の思想を育み、次世代に繋ぐ場としての意義がある。

第5の特徴は、環境保全への配慮にある。大量の訪問者は、ごみや騒音、自動車の排気ガス等の環境負荷を増大させかねない。こうした環境負荷対策は、グリーン・ツーリズムの根幹的課題である⁸⁸。

⁸⁴ 鈴江恵子 『ドイツグリーン・ツーリズム考』東京農大出版会、2008/5、pp19 - 20

⁸⁵ 多方一成 『スローライフ、スローフードとグリーン・ツーリズム』東海大学出版会、2006/4、pp1

⁸⁶ 大島順子 『農業と経済 2010 8 臨時増刊号 60年の歴史を持つフランスの農村ツーリズム』2010/8、pp115 - 117

⁸⁷ 大島順子 『農業と経済 2010 8 臨時増刊号 60年の歴史を持つフランスの農村ツーリズム』2010/8、pp117

⁸⁸ 青木辰司 『グリーン・ツーリズム実践の社会学』丸善株式会社、2004/2、pp50 - 57

(3)ドイツのグリーン・ツーリズム

ドイツのグリーン・ツーリズムの発展はバイエルン州の農業政策に負うところが大きい⁸⁹。バイエルン州では農業政策として、1970年から1983年に農家民宿の普及と需要喚起の目的で「農家で休暇を」のスローガンを起用したことで、農家での休暇がドイツ連邦に広く知られるようになった。バイエルン州の「農家で休暇を」政策は、農家民宿の質の向上を図るものであり、民宿改装のために補助金を支給された。

その後、1991年にドイツ連邦による農家民宿への助成策が開始されたことを受け、バイエルン州の全ての地域に農家民宿の補助金制度が導入された。バイエルン州の農業政策は、ヨーロッパの競争に耐え得る農業経営を維持すると同時に、州の発展にむけてのエコロジーと社会貢献をもたらすことを目的としている⁹⁰。

ドイツにおける農家民宿の形態については、一般的には「休暇用ポーヌング」と「朝食付き貸部屋」に分けられる。「休暇用ポーヌング」は一つの室内に寝室(しばしば大人と子供用に分けられている)、居間(テレビなどがありソファが常備)、什器や調理器具のそろったキッチンに暖房完備のトイレやシャワーが付帯しており滞在家族による自炊が可能である。「朝食付き貸部屋」はいわゆるB&Bスタイルであり、寝室にバス、シャワーがついた程度で自炊が出来ないことが多い。

さらにドイツでは1990年代に入り利用者市場の広がりがあり、車椅子利用者を想定した「障害者の利用できる民宿」、若夫婦向けの「赤ちゃん用品を備えた民宿」などがバイエルン州を中心に誕生し、最近では、田舎のきれいな空気の中での滞在をアトラクションとした健康回復民宿とも呼べる「クナイプ民宿」が商品化された。これは、100年以上前にセバスチャン・クナイプ政師によって開発された心身のための健康増進法であるクナイプ療法を取り入れた民宿である。水、運動、薬草、食事そして心の成熟を五つの柱とした健康の回復方法である。クナイプ療法を取り入れた民宿には、足を浸すことができる水浴場、サウナ、ジム、ハーブガーデンなどが設置されていることが多く、大人も子供も気軽に楽しんでいる⁹¹。

(4)フランス・イギリス・ドイツにおけるグリーン・ツーリズムの現状

これまでフランス・イギリス・ドイツについて主な特徴を

述べてきた。以下にそれらの地域の推進団体(図表4-3参照)、宿泊形態(図表4-4参照)、余暇体験メニュー(図表4-5参照)の3項目についてまとめた。

図表4-3 推進団体⁹²

フランス
ジット・ド・フランス(農家民宿を含めた全国組織)、「農家へようこそ」(農家の観光組織)、農村ツーリズム振興センター(FER)
イギリス
「田園地域委員会」(政府機関)、「農場ホリデー協会(FHB)」(農家組織)、農業開発委員会、スポーツ協議会、政府観光局
ドイツ
「農家で休暇を」事業(連邦政府、州政府、ドイツ農業協会(DLG)、食糧農業省普及情報サービス協会(AD)、ドイツ農民連盟、農民銀行等)

図表4-4 宿泊形態⁹³

フランス
ホテル以外に、貸別荘型民宿、B&B民宿、大型民宿、子ども民宿、キャンプ場、コテージ民宿、バカンス村(複合施設)等。
イギリス
主にB&Bの農家民宿。他に1970年代後半よりホリデーフラット、キャンプ場等宿泊形態が多様化。
ドイツ
「休暇用ポーヌング」、「朝食付き貸部屋」など。その他「障害者の利用できる民宿」、「赤ちゃん用品を備えた民宿」、「クナイプ民宿」など。

図表4-5 余暇体験メニュー⁹⁴

フランス
農家レストランでの食事、ワイン試飲、搾乳、ぶどう収穫、ワイン・チーズ・パン等の購入、古城巡り、サイクリング、乗馬等。村祭り、演劇、フェスティバル等への参加。
イギリス
田園散歩、散歩、乗馬、釣り、工芸展、博物館、搾乳、クレー射撃、ハーブ園、テニス、庭園散策、古城巡り、教会巡り、キャンプ、海辺遊び、民芸品作り、中小家畜の飼育等。地域資源を活用した「農場アトラクション」の開発に力を入れる農家が増加。
ドイツ
動物ふれあい、乗馬、川・森の散策、納屋キャンプ、パン焼き、トラクター運転、種まき、刈り入れ、釣り、狩り、馬車、バーベキュー、りんご狩り、ぶどう摘み、牧場体験等。

4. EU加盟国におけるLEADER事業の展開⁹⁵

(1) LEADER事業とは

LEADERは、「農村地域における経済開発のための活動の連携」という意味である。LEADER事業は、EUが1990年代に入ってから開始された農村地域の活性化のための助成事業である。LEADER事業は1992年から始まり第1期(LEADER I)、第2期(LEADER II)、第3期(LEADER III)が実施されていた⁹⁶。現在は、第4期

⁸⁹ 鈴江恵子『ドイツグリーン・ツーリズム考』東京農大出版会、2008/8、pp33

⁹⁰ 富川久美子『ドイツの農村政策と農家民宿』農林統計協会、2007/1、pp77-78

⁹¹ 山崎光博『ドイツのグリーン・ツーリズム』農林統計協会、2005/3、pp31

⁹² 財団法人都市農山漁村交流活性化機構「数字でわかるグリーン・ツーリズム」財団法人都市農山漁村交流活性化機構、2005/7、pp172

⁹³ 財団法人都市農山漁村交流活性化機構「数字でわかるグリーン・ツーリズム」財団法人都市農山漁村交流活性化機構、2005/7、pp172、大島順子「農業と経済 2010 8 臨時増刊号 60年の歴史を持つフランスの農村ツーリズム」2010/8、pp117、山崎光博『ドイツのグリーン・ツーリズム』農林統計協会、2005/3、pp31

⁹⁴ 財団法人都市農山漁村交流活性化機構「数字でわかるグリーン・ツーリズム」財団法人都市農山漁村交流活性化機構、2005/7、pp172、青木辰司『グリーン・ツーリズム実践の社会学』丸善株式会社、2004/2、pp50-57

⁹⁵ 「LEADER」とは、正式には、フランス語で“Liaisons Entre Actions de Développement de l'Économie Rurale”と称し、その頭文字を並べたものであり、英語に直すと“Links between Actions for the Development of the Rural Economy”となる。

⁹⁶ 井上和衛『欧州連合(EU)の農村開発政策』筑波書房、1999/4、pp13-14

(同じLEADER+)が実行されている⁹⁷。

(2) LEADER事業で助成対象となる活動分野

LEADER事業で助成対象となる活動分野は、地域の発展段階に応じた活動分野、多様な地域個性にもとづく活動分野が認められており、画一的なものでない点が特色となっている。一つ事例を挙げるとするならば、「古い民家の改築」である。フランスでは過疎であるためにあちこちで見られるようになった売家となっている民家を手入れし、都市住民への貸家に衣替えを行った。都市住民には古い民家の人気は高く、そこを使ったコンサートなども開かれるようになってきている⁹⁸。日本では補助金に対する考え方がヨーロッパとは異なり、このように個人農家の私有財産になるものに対する助成はしていない。

LEADER事業は草の根からの活動及び地域でのパートナーシップを原則としているため、それを地域で実践していく場合には、地域の状況に応じて違った発展プロセスが必要になる⁹⁹。EUは主として以下の三つに対し、補助金を交付している。以下に、その概要を紹介する。

「個別の農村地域事業への助成」

行政機関、NGO・NPO等の市民団体、地域住民などから構成される地域活動グループが企画実行するプロジェクトに対し、EUが助成を行うものでありLEADER+の予算額の約88%を占める。助成対象となる事業内容は、地元住民と旅行者の交流活動を含むグリーン・ツーリズムや、持続可能な観光業の発展に資するプロジェクト農産物に付加価値を付けるような取り組み・販売促進、刺繍・彫金・ガラス工芸といった地場産業の振興、人材育成や各種職業訓練を含む、アグリビジネス・商業、観光業の事例が多く見られる。

「農村地域間の協力の支援」

で認定された地域活動グループが、同じ国内の他の地域活動グループと協力活動を行う場合(地域間協力)や、他の加盟国やEU非加盟国と協力活動を行う場合(複数国間協力)に、地域活動グループに対して助成するものである。具体的には、地域活動グループ間の共同プロジェクトや、協力のための技術支援にかかる費用に対して助成され、予算額はLEADER+全体の約10%を占める。

「ネットワーク化」

EU内の全農村地域のネットワーク化に対して助成するものである。予算額は、LEADER+全体の約1.4%を占める。農村地域の振興に関わりのある、地域活動グルー

プを含む全ての団体・行政間の協力、情報交換を促進する活動を支援するものである。具体的には、成功例・失敗例などの情報、ノウハウや技術、経験等をEU全体で共有するためのネットワーク作りを支援する¹⁰⁰。

5. 日本のグリーン・ツーリズム

(1) 日本の農村ツーリズムの現段階

日本の農村ツーリズムは旧来型農村ツーリズムと新型農村ツーリズムの二つのタイプに分けられる。まず、旧タイプの場合である。すでに農家は民宿のような形態で農村部において観光的な活動を行っていた。例えば農家が冬の片手間の仕事としてスキー・民宿などを営業することである。ここでは、来客は農家に泊まること自体が目的ではなく、スキーや無雪期のハイキングや登山など、別の目的を持っている。つまり来客は派生的な目的で農家に泊まることになる。したがって、来客も農家側の提供するサービス水準に対する期待も低く、安価で泊まれ、それなりのサービスが得られればよいという状況にあった。また、農家側も時期的に限られる副業であるため、サービス水準向上への意欲も低かった。

次に、新タイプの場合、農家が単に宿泊サービスだけを提供するのではなく、農村アメニティや伝統文化、伝統料理、および農産物や加工品などの無形・有形の財を組み合わせた本格的なものとなっていることが特徴である。さらに需要側のニーズも多様化している。つまり田舎に来たくて泊まる、農家に来たくて泊まるということで、田舎に来ること、農家に来ること自体が本来の目的になっているのである。そういうニーズを有する人たちは、ヨーロッパでは一般的に中流階層以上が標的層になっていると言われる。また、日本でも同様の結果が確認されている。したがって、相対的にサービスの質が重要となり、農家側もそれに対応した高品質のサービスを提供する必要があり、高い経営能力が必要となる。

日本は長期休暇制度の未成立など、市場規模を制約する要因を考慮すると、ヨーロッパ型と発展途上国型の中間に位置すると言える¹⁰¹。

(2) 日本におけるグリーン・ツーリズムの概念

日本におけるグリーン・ツーリズムの概念には、次の三つが挙げられる。

第1に都市住民からみたグリーン・ツーリズムである。これは豊かな自然や美しい景観のある農山村で交流や体験を通じて楽しむゆとある余暇活動のことである。

⁹⁷ 三重大学生物資源学部・大学院生物資源学専攻科「ソーシャル・ガバナンスからみるLEADERプログラム」

<http://www.bio.mie-u.ac.jp/~ishida/Tokuda.pdf>

⁹⁸ 井上和衛『欧州連合(EU)の農村開発政策』筑波書房、1999/4 pp109-pp110

⁹⁹ 井上和衛『欧州連合(EU)の農村開発政策』筑波書房、1999/4 pp24

¹⁰⁰ 国立国会図書館『欧州連合(EU)の農村振興政策 LEADER事業』

http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200308_631/063103.pdf

¹⁰¹ 大江靖雄『農業と経済 2010 8 臨時増刊号 世界的潮流の中でわが国農村ツーリズムの方向性を考える』2010/8 pp19 - 22

第2に農村住民からみたグリーン・ツーリズムである。これは人口の過疎化・高齢化により地域の経済力低下が進む農山村にあって、グリーン・ツーリズムによる宿泊・レストラン・直売事業の新しいサービス業や、観光農園・市民農園・体験型農林業・朝市・直売・農産物加工などの交流型農林業を振興して、農林業や農山村の経済活性化を図ることである。また、この経済活性化から若者や女性などの雇用の場が確保されると、定住者の増加により地域の社会活性化に結びつく。

第3に農村環境からみたグリーン・ツーリズムである。これは、とくに自然、集落や田園・里山の景観、農林業、歴史、文化、暮らしなどの資源が貴重なグリーン・ツーリズム資源となる。したがって、こうした農村環境がより良く維持・保全されていることが必要となる¹⁰²。

③日本におけるグリーン・ツーリズムの効果

グリーン・ツーリズム展開による諸効果を整理してみると、農山村の経済活性化効果、農山村の社会活性化効果、農村環境の保全効果の3点が挙げられる。

第1に経済活性化効果は、人口の過疎化・高齢化により既存の地場産業が低迷する農山村の中で、グリーン・ツーリズムによる宿泊・レストラン・直売事業の新しいサービス産業の出現や、観光農園・市民農園・体験ふれあい型農業・朝市等の交流型農林業の振興は、地元での農産物の流通を活性化させ、農業と農村に経済活性化効果をもたらす。

第2に、社会活性化効果である。グリーン・ツーリズムに関わる農村住民同士、農村住民と都市住民との交流を活発にするのみならず、地域によっては交流人口を定住人口に転化させる社会活性化効果も生み出す。また、農山村にある自然、景観、農林業、暮らし、歴史、文化などの地域資源をむらづくり・まちづくりとリンクさせることによって、さらなる社会活性化効果をもたらす。したがって、地域の新しいむらづくり・まちづくり・人づくり・元気おこしの有力な手段になっている。

第3に、農村環境の保全効果である。中山間地域における人口の過疎化・高齢化により農地や里山での作業が放棄され、農村固有の伝統的自然生態が今まさに失われようとしている。こうした理由から、中山間地域における環境保全も重要な課題となっている。また、農林業の条件が厳しい棚田や里山、草地の現実・実態について、グリーン・ツーリズムを通じて都市住民が学ぶことは、生きた環境教育・環境学習にも繋がる。さらに、農山村における豊かな自然、美しい景観、清らかでおいしい空気と水は、グリーン・ツーリズムのもっとも貴重な資

源であり、グリーン・ツーリズムの推進は、中山間地域のような条件不利地域の自然環境や農村景観の保全、農村下水道の普及などの快適な生活空間・環境空間づくりにも寄与する¹⁰³。

6.まとめ

発祥地でありグリーン・ツーリズムの先進地でもあるヨーロッパの長期滞在型のグリーン・ツーリズムは、模範とすべき点が多く、日本の農家が民宿を考えるうえで重要である。これまで日本とヨーロッパにおけるグリーン・ツーリズムを紹介してきた。以下の図表4-6に日本とヨーロッパのグリーン・ツーリズムをまとめた表を示した。

図表4-6 グリーン・ツーリズムの日欧間の比較¹⁰⁴

	ヨーロッパ	日本
経営体	家族で農家民宿経営 個人経営中心	団体(農協・森林組合・漁協)第3セクター営(自治体・団体・個人などの出資)集落、農家グループなど地域経営中心
農村景観	放牧型畜産 家畜と集落・農家が点在	水田稲作・集落・里山・人工林
滞在期間	長期滞在 長期休暇取得普及 (最低連続6日間が一般的)	日帰り 長期休暇取得困難 (お盆・正月・春の連休に休暇が集中)
滞在メニュー	観光・スポーツ・動物(ボニー等)と戯れる リラックス・精神的休息	農作業体験重視

日本とヨーロッパのグリーン・ツーリズムを比較すると第1にグリーン・ツーリズム施設の経営主体に違いが見られる。ヨーロッパの農家民宿は個人(家族)経営中心である。これに対して日本では、農協・森林組合・漁協の団体営、自治体・団体・個人などの出資による第3セクター営、集落(旧村)営、農家グループ営など農林漁業や農林漁業団体を中心とする地域のメンバーによる地域経営が中心である。このように、地域経営体を中心に受入態勢が整備されている。

第2に農村景観の違いが見られる。ヨーロッパの条件不利地域では放牧型畜産が主体であり、草地を中心に家畜と集落が点在する農村景観が都市住民に心のやすらぎをもたらす原風景となっている。条件不利地域政策が、数十年間実施されてきたのも、景観保全の多面的機能を果たす伝統的農業に対する国民的理解があったからである。これに対して日本の中山間地域では、水田稲作・集落・里山・人工林の農村景観が主体である。

¹⁰² 多方一成 『スローライフ、スローフードとグリーン・ツーリズム』 東海大学出版会、2006/4、pp2-3

¹⁰³ 多方一成 『スローライフ、スローフードとグリーン・ツーリズム』 東海大学出版会、2006/4、pp4-5

¹⁰⁴ 宮崎猛 『せからのグリーン・ツーリズム ヨーロッパ型から東アジア型へ』家の光協会、2002/4 をもとに森せしが作成。

一部の農村では、伝統的民家集落と落葉広葉樹の里山が都市住民の心のふるさとの原風景となっている。

第3に滞在期間に違いが見られる。ヨーロッパでは長期休暇の取得が普及しており、最低6日間の連続滞在が一般的で、日本の1泊2日のような短期滞在は受け入れられない。よって長期的滞在型のグリーン・ツーリズムとなっている。日本では長期休暇の取得が一部を除いて困難であり、お盆や正月、春の連休に休暇が集中するため、日帰り型のグリーン・ツーリズムとなっている。

第4に滞在メニューに違いが見られる。ヨーロッパでは観光や動物と戯れることでリラックスや精神的な休息を重視したものとなっている。一方、日本では農作業などの体験を重視したものとなっている¹⁰⁵。

第5章 棚田オーナー制度

1. 棚田オーナー制度の意義

棚田オーナー制度は“都市住民や地域の非農家が定められた棚田で、自ら継続的に耕作を行い、収穫物を得る”制度だと言われている。その意義は都市農村交流によって活性化させ、棚田の保全を図ることにある。

現状において棚田耕作を担っているのは大多数が60歳以上の高齢者であり、これらの人たちが農業から撤退するのは時間の問題だと考えられている。したがって、その担い手確保のために棚田保全を進めることは非常に重要なのである。この問題を解決するには労力確保の方法を考えなくてはならない。棚田保全の一環として棚田オーナー制度を実施し、棚田の保全を行うことは棚田耕作を担う労働力を確保することにも繋がる。例えば、都市住民または地区の出身者が定年を迎えた年金生活者を生きがいとして農業に従事するよう誘導できる。さらに棚田保全にも役立つとすれば集落にとって棚田オーナー制度の意義は極めて大きいと言えるだろう。

2. 棚田オーナー制度の仕組み

棚田オーナー制度は、棚田を環境保全のための資源と位置づけ、都市住民と地元農家が協力して守っていく仕組みである。全国の約80ヶ所で展開されている。基本的なやり方は、地元農家と行政が連携して地域外からオーナーを募集し、一定区画の水田を割り当て、会費を徴収し、田植え、稲刈りなどの作業を地元農家が指導し、棚田の収穫物の分配である。

棚田オーナー制度は集落が元気になるということが最大の目的である。また、中山間地域の過疎化対策としてオーナー料及び地域特産物の直接販売による売上げの経済的効果と地域の結びつきが強まる社会的効果が見られる¹⁰⁶。

3. 棚田オーナー制度の先進地

オーナー制は、第1回全国棚田（千枚田）サミットが開かれた高知県橋原町の神在居地区で1992年に始められた。その後、1996年より第3回の棚田サミットが開かれた長野県姨捨地区、奈良県明日香村稲淵地区、三重県紀和町丸山地区でもオーナー制が導入された。本節で取り上げた地域はいずれも「全国棚田百選」¹⁰⁷に選定された棚田を有する地域である。

(1) 高知県橋原町神在居地区

橋原町は過疎化が進み、1950年に1万人を超えていた人口は1995年には半分以下の約4800人まで減少した。特に神在居地区では水害による漏水が激しかった棚田が耕作放棄されるようになった。このような事態を背景に千枚田を重要な資源として位置づけ、都市住民との交流を図る場にしようとする棚田の保全に取り組むようになった。模索した結果、町の産業経済課が主導で地元働きかけ、1992年に棚田オーナー制度が誕生した。

現在、17年目を迎える千枚田オーナー制度は活動主体、問合せの対応ともに橋原町役場産業振興課が行っている。会費40,010円で、棚田の面積は100㎡の棚田が各オーナーに割り当てられ、オーナー数は20組となっている。体験内容は荒起しから始まり、代かきや田植え、精米など一通りの農作業を体験できる。オーナーの特典であるコメは一定量を引き渡すのではなく、天候やオーナーの腕次第で増減する仕組みである。オーナーの多くは遠隔地に居住しているため、従事できる作業は限られているが都合のつく日にいくつかの作業を行うため、多い人で7回の来町である。他にも橋原を訪れた際には神在居地区の専用宿泊施設であるカントリーハウスが利用できる。この宿泊施設はバス、トイレ、台所がついており、自炊が可能となっている。旬の野菜が直送される等の特典もある¹⁰⁸。

(2) 長野県千曲市姨捨地区

長野県千曲市八幡地籍（通称「姨捨」）地区の棚田は、冠着山（おばすて伝説のモデルとなった姨捨山）から続く斜面に、大小、不揃いな形の田んぼが並ぶ。月夜に

¹⁰⁶ 読売新聞、2010年12月18日、第32面

¹⁰⁷ 中島峰広「日本の棚田 保全への取組み」古今書院、pp178-212

¹⁰⁸ 満点土佐「山里の幾重にも重なる棚田「千枚田」」
http://www.manentosa.com/sightseeing/yusuohara/senaida/index.html

¹⁰⁵ 宮崎猛「これからのグリーン・ツーリズム ヨーロッパ型から東アジア型へ」家の光協会、2002/4、pp4-6

はそれぞれの田毎に名月が浮かび上がることから「田毎の月」として、松尾芭蕉や小林一茶など、多くの俳人の句の題材にもなった、「名月の里」として知られた景勝地である。当地区における棚田保全は、主体の最も異なる三つの取組みがみられる。千曲市棚田保全推進会議、田毎の月保存・農業体験同好会、四十八枚田保存会によるものである。

千曲市棚田保全推進会議

1996年より始まった棚田保全推進会議による取り組みは市役所の呼びかけによって交流共生型としてのオーナー制を取り入れたものである。棚田保全推進会議は、田毎の月保存・農業体験同好会が耕作していた棚田を譲り受けてオーナー制を実施した。当初17組のオーナーが20,000円支払って参加したが、新聞記者に全国紙や地方紙に記事として取り上げられてもらい、75組の申し込みがあり最終的には50組のオーナーによって会費30,000円の会費に決まった。オーナーが行う作業は田植えと稲刈りのほか、草刈りと脱穀がある。草刈り脱穀とも90%近くのオーナーが作業に参加しているとのことである。したがって、オーナーが田植え・草刈り稲刈り脱穀の作業に参加する比率は高いといえることができる。

田毎の月保存・農業体験同好会

会員から年15,000円の会費を徴収。1997年における32名の会員と7名の農業体験者は、県職員その他、各労働組合の組合員、中央・地方紙の新聞記者、民間企業の会社員などからなっており、地域的には長野市24名、千曲市8名、その他東京・埼玉などからの参加者7名であった。5月から8月までの月1回の活動である。収穫物は当初は会員に均等に、1997年からは常時作業に参加している14~15名には上乘せして配分が行われることになった。地元民との交流は、8月の草刈りの時や脱穀の折に催される収穫祭の時などに、野外で行うバーベキューに各月会の役員や水管理で世話になる人たちを招いて親交が深められているが、それ以上にはなされていない。したがって、同好会の活動は、むしろ会員自らの農業体験に重きをおく取り組みと言える。田毎の月保存会は、「この美しい風景を守り土に親しみ美味しいお米をつくること」を目的として、現在は地元から首都圏まで、地域を超えて集まった26名の会員の活動によって支えられている¹⁰⁹。

四十八枚田保存会

長楽寺の所有地四十八枚田を保全・管理するために結成された。四十八枚田保存会は、会長が寺の長男、

事務局は住職が務め、会長の友人や住職の知人である6戸の兼業農家の世帯主によって構成された。保存会の結成と同時に、保存会の会員の親族や住職の知人、東京在住の長野県人会などに棚田保全の主旨に賛同するオーナーの募集が行われた。ここではオーナーと呼ばれていても、各人に実際に割り当てられている田はなく、四十八枚田全体の保全に協力する支援者としてとらえられている。会費は当初一律12,000円とされ、うるち米10kgともち米1kgを受け取ることができた。しかし、うるち米のみの希望者がいることから、1996年よりうるち米10kgのみの希望者の会費は10,000円とされて2本立てになった。オーナーたちの田植え・稲刈りなどの作業参加はほとんどなく、四十八枚田の維持管理は保存会の会員とその家族(会員の配偶者)によって行われ、会員には作業への出役に応じて、会費から時給1,250円、1日当たり10,000円の労賃とトラクターなどの機械の貸借料が支払われている。これにより保存会の会員は1家族当たり9,000~54,000円の報酬を得ている。1997年度の決算書によれば、オーナー会費などの収入が737,033円に対して労賃などの支出が642,034円となっており、約95,000円が繰り越されている。これらのことから、ここでのオーナー制は、都市住民は棚田で生産されたコメを市場より高く買い取るという形での経済的支援に止まるものであり、交流共生型を標榜するオーナー制とは異なるものであり、トラストに近いオーナー制である。

この姨捨の棚田は、単に景色が素晴らしいだけでなく、地元の農家や棚田オーナーまた多くのボランティアの手で、農作業の場として守られていることが最大の特徴である¹¹⁰。

(3) 奈良県明日香村稲淵地区

1996年3月、役場内に設置された実行委員会の事務局により棚田オーナーの募集が始められた。オーナー制のために稲淵に1区画100㎡の棚田30区画が設けられており、会費は個人・家族を1単位として年4万円である。棚田は各人の持ち分を明らかにするために約100㎡ごとに線引きしている。オーナー達は基本的には種蒔から脱穀・籾すりまでの作業が義務づけられ、年間12回の計画の中で田起し、草刈り・藁上、代掻き・畦塗り、田植え、草刈り脱穀・籾すりなどを行う。オーナーたちは田植え、稲刈り脱穀にほぼ全員が参加しており、その他の作業においても参加率が高い。また、別の日に設定されているれんげ祭、案山子立て、彼岸花祭、収穫祭などのイベントにも高い割合で参加している。

¹⁰⁹ 信州姨捨 田毎の月 棚田保存同好会 千曲市姨捨の棚田
http://www.geocities.jp/chikumacity/tanadatop.htm

¹¹⁰ asahi.com 「ふるさとの風景」
http://www.asahi.com/fod/chiki/chikumava01.htm

このように、稲渚地区では、オーナーである近隣の都市住民が農作業やイベントを楽しみ、また農村居住者との交流を活発にするために、しばしば来訪して農村に活力を与え、維持経営のためのほとんどの棚田の作業を自らが行う通い耕作ともいえるようなオーナー制を展開することにより、棚田の保全が図られているのである。

(4)三重県紀和町丸山地区

丸山千枚田は、紀和町丸山地区の斜面に幾重にも描かれた棚田で、日本の棚田百選にも選ばれている¹¹¹。丸山地区の棚田は白米地区同様千米田と呼ばれている。四百年前には、二千枚を越える棚田が作られていたが時代と共に荒廃していった¹¹²。

この地区は通作距離が遠く、農面道路それに接続する農道から離れた棚田が耕作放棄されていた。また、水の利用が悪い棚田も耕作放棄される原因となっていた。これらの棚田の復田とその維持管理を行っている主体は、制度的に第3セクターの財団法人「紀和町ふるさと公社」である。公社は、町が1億5,000万円を出資し、町の基幹産業であった鉾山の閉山により一段と過疎化と高齢化が進む中で、日常生活の維持すら困難になりつつある集落が出現しようとしていることから1993年に設立された。目的は、町の振興のために積極的かつ効率的に事業を推進し、住民福祉の向上と地域経済の発展を図ることとされている。その主たる業務は、山菜やキジなどの特産物の生産・加工・共同体としての集落の存続を図るための支援、森林の間伐助成、困窮化する高齢者の生活の支援などであり、丸山の棚田の復田とオーナー制を導入した維持管理もこれに含まれる。その具体的な仕組みは、町が復田した棚田を、農地法の特定農地貸付けに関する特例に基づいて無償で地権者より借受け、それを市民農園としてオーナーに貸付け、その維持・管理を「紀和町ふるさと公社」に委託するという形をとっている。

1997年度のオーナー制では、オーナーが紀和町丸山を来訪するのは、田植え、案山子立て、稲刈りの3回であり、1997年度は5月25日、稲刈りは9月27日の一斉作業日に、案山子立ては7月25日～8月20日の期間が設定された。しかし、オーナー居住地の遠距離化が進んでいることもあり参加率は高くない。

これらのオーナーの世話をする千米田保存会は組織体としては機能しておらず、会に属する会員は「紀和町ふるさと公社」に個人的に労力を買い上げられる形でオーナー田の維持・管理に当たっている。公社は、町から

オーナーの会費と町からの助成金を受け取り、そこから会員や会員以外の作業従事者に賃金を支払っている。

このように、紀和町丸山地区では最初からオーナーの来訪と作業参加にはそれ程多くの期待をかけておらず、オーナーが支払う会費の経済的支援と町からの助成金を財源にして、丸山の棚田に誇りを持つ地元民の労力を活用し、棚田の維持・管理に当たらせることにより景観の保全を図ろうとしている¹¹³。

現在は年6回の作業回数で年会費は30,000円である。また、「丸山千枚田を守る会」会員というオーナー制度とは異なり、作業をしないトラスト制度も設けており、協力金10,000円で収穫米2kgがもらえる¹¹⁴。

(5)栃木県茂木町入郷地区

戦後の茂木町は一時期人口33,000人までに増えていた。当時は葉タバコの生産が中心で専売公社の工場も建っていたので、葉タバコ産業とともに発展していった。その後、タバコの需要が減り、専売公社の統合により1977年には工場が移転した。町での生産物が葉タバコからコメとこんにゃくが中心に変わっていった。しかし、こんにゃくの市場価格の低迷で農家の畑から遊休農地が増えていった。

1999年に茂木町入郷地区石畑の棚田が、農林水産省の日本棚田百選に選定された。2000年8月に入郷地区石畑の7名の農家が集まり「入郷地区保全協議会」を組織した。入郷地区石畑の棚田は1/8の傾斜と4.9haの広さである。協議会主体はマスコミを通じてボランティアを募り、耕作放棄地の草刈りや保全活動を約70名で行った。2002年度から年会費30,000円で約100㎡の棚田オーナー制度を実施し、当初はオーナー数が13組だった。その後2年目にはオーナー数を25組に増やし、2010年度は募集オーナー数が70組となっている。茂木町の棚田オーナー制度は100㎡で30,000円であり、1年に10回の作業である。収穫したコメは全量持ち帰りである。棚田オーナー制度の作業には田植え、あぜ塗り、草刈り、水抜き、稲刈りといった稲作に必要な作業の他に、自然とのふれあいや自然を使った工作も含まれている。

茂木町は棚田サミットへの参加も熱心であり、2009年の新潟県十日町市で開かれたサミットには茂木町からは町長を含め70名以上が出席した。役場が住民と協力する作業は20年ほど前から取り組まれており、役場主体ではなく、住民が中心となって役場は支援する村づくりが行われている。

¹¹¹ 財団法人「紀和町ふるさと公社 丸山千枚田とは」
<http://www.kiwa-furusato.com/senmaida/index.html>
¹¹² スローで行こう三重の里いなか旅のススメ「丸山千枚田」
<http://www.sato.pref.mie.jp/member/info.php?id=51>

¹¹³ スローで行こう三重の里いなか旅のススメ「丸山千枚田」
<http://www.sato.pref.mie.jp/member/info.php?id=51>
¹¹⁴ 財団法人「紀和町ふるさと公社 守る会について」
<http://www.kiwa-furusato.com/senmaida/mamoru.html>

(6)千葉県鴨川市大山千米田

東京から近い棚田として都心のオーナーを中心に展開している。1997年に大山千米田保存会を設立し、1999年には農林水産省から「全国棚田百選」に選定される。2000年に棚田オーナー制度は鴨川市が開設し、現在は保存会が運営を委託されている。年7回の作業があり、100㎡あたり30,000円のオーナー料としている。収穫量は全量持ち帰りとしている。2008年度は136組のオーナーが集まり、開始当初の2000年は39区画(1区画約100㎡)で始められたが、2002年には140区画にまで広がった。この地区の棚田の40%が棚田オーナー制度に割り当てられている。

また、この地区は棚田トラスト制度も実施している。トラスト制度とはオーナー制度と異なり、日常の管理作業は保存会が行う。作業は農家と行うイベント的な作業になっている。参加は権利であることもオーナー制度と違う点である。農業活動より先保存活動といえる。こちらは100㎡あたり30,000円であり、収穫分のコメを均等配分する。保存会はコメ以外のオーナー・トラスト制度にも取り組んでおり、酒づくりオーナー制度や大豆や和綿や藍のトラスト制度がある¹¹⁵。

(7)石川県輪島市白米地区

この地区は、輪島市街地の東8kmほどの海岸に位置しており、輪島市までは車で20分程度である。棚田は能登の千米田と呼ばれ、観光ルートに位置している。日本海に向かってなだれ落ちるような美しい景観は、能登の観光スポットともなっている。現在は田の所有者を中心に組織された白米千枚田愛耕会による耕作・保存活動が行われている。田植え・稲刈り時には広くボランティアを募って作業を行っている。会費は20,000円で年10回の作業回数。収穫米は10kgである。また、景観保全には稲作が必要であることを理解し、その活動を支援する人をトラスト会員として募集もしている。会費は年10,000円で、収穫米5kgである。希望によって田植え、稲刈りが体験できる¹¹⁶。

4. 栃木県茂木町の多様なオーナー制度

先進地域である栃木県茂木町は一つの町で8ヶ所もオーナー制度を展開している。コメのオーナーだけでなく、作物別の多様なオーナー制を実施している。

(1)天神梅と竹林の里(烏生田地区)

年会費10,000円で、梅の木1本のオーナーになれる。1本の木から30kgの梅が収穫できる。年4回の活動で、

梅の花見会や収穫体験、竹の子掘り、芋煮会など各イベントがある。

(2)棚田の郷かぶと(甲地区)

すべての耕作放棄地を棚田として復田した。棚田のオーナーで、会費30,000円で年8回の作業回数。オーナー数は20組である。田植え、草刈り、イネ刈り、他にユズ狩りやしいたけ狩り、ホタル観察など作業メニューに独自性がみられる。ホタル祭りの時に浴衣ショーがあり、宇都宮大学の女子学生がショーに出演している。地元の大工により休憩用の東屋を造るなど、活動的な地域である。

(3)そばの里まぎの(牧野地区)

そば畑50㎡のオーナーで年10,000円。そばの種まきから刈り取り、そば打ちの体験と年4回。ここには農村レストランの「そばの里まぎの」があり、そば打ちの体験もでき、年26,000人以上の客が訪れるという。そばレストランの建物と設備は農林水産省の補助金で整備したものである。

(4)しいたけの里(青梅地区)

ほだ木50本の5年間にわたるオーナー制度。加入時30,000円でその後は年3,000円。随時に「しいたけ教室」に参加できる。

(5)深沢パパスの丘(深沢地区)

日帰り貸し農園で、ジャガイモ、トモロコシのオーナー。10,000円。地元農家と一緒にパパス物語を描く、というロマンチックな年3回のイベントがある。

(6)紅色の里あし彩(河又地区)

3種類のキノコのほだ木20本のオーナーで、随時に参加。加入時12,000円、翌年2,000円、3~5年は無料。廃校になった分校跡地に土日限定で予約制の農家レストランを開業している¹¹⁷。

(7)ゆずの里かおり村(古沢地区)

ゆずのオーナー制度。年会費1万円で、ゆずの木1本から自由にもぎ取ることが出来る。開村式や収穫祭などイベントも盛り沢山。近くを流れる川辺には遊歩道などがあり、家族連れの日帰りレジャーに最適である。

(8)かぐや姫の郷竹原(竹原地区)

竹林が群生している「竹原」では、郷人として年会費35,000円でオーナー登録をすると、年間を通じた棚田でのコメづくりや竹の子掘り、ホタル観察会、ブルーベリー狩りなど季節に応じたイベントが楽しめる。棚田での作業後に手作りの味噌汁や漬物を食べながらの地元農家との交流、特産品のブルーベリーの摘み取りなどが好評の地域である¹¹⁸。

¹¹⁵ あんご通信大山千枚田 棚田オーナーを希望される方へ
<http://www.senmaida.com/owner/index.php>

¹¹⁶ 輪島市白米千枚田 棚田オーナー制度

<http://www.city.wajima.ishikawa.jp/kankou/senmaida/index.html>

¹¹⁷ 農業経営支援センター 先進農業探訪
<http://nougyou-shien.jp/sensin/sen5.html>

¹¹⁸ 栃木県茂木町「オーナー制度」

写真 5 - 1 棚田の郷かぶと(東屋)



写真 5 - 2 虹色の里あし彩



写真 5 - 3 そばの里まぎの



写真 5 - 4 天神梅と竹林の里



写真 5 - 5 かぐや姫の郷竹原



図表 5 - 1 棚田オーナー制度の構成要素の比較

地域	作業回数	オーナー数	年会費	米の引渡し量	棚田(枚当り)の平均面積
高知県梹原町神在居地区	12回	20組	40,000円	天候やオーナーの都合等で増減する。	0.9a
長野県千曲市埴埴地区田毎の月保存会	12回	26組	15,000円	天候やオーナーの都合等で増減する。	1~3a程度
長野県千曲市埴埴地区四十八枚田保存会	作業回数は不定	54組	うるち米と七五米の場合12,000円 うるち米のみの場合10,000円	うるち米10kg もち米1kg	1~3a程度
長野県千曲市埴埴地区棚田保全推進会議	12回	50組	30,000円	20kg	1~3a程度
奈良県明日香村稲測地区	12回	72組	40,000円	40kg	1~2a程度
三重県紀和町丸山地区	6回	135組	30,000円	15kg	0.5a
栃木県茂木町人郷地区	10回	70組	30,000円	全量持ち帰り	2~3a程度
千葉県鴨川市大山千枚田	7回	136組	30,000円	全量持ち帰り	3.5a
石川県輪島市白米地区	10回	45組	20,000円	10kg	0.06a

図表 5 - 2 棚田オーナー制度におけるトラスト制度の比較

地域	トラスト制	年会費	米の引渡し量
高知県梹原町神在居地区	無し		
長野県千曲市埴埴地区田毎の月保存会	無し		
長野県千曲市埴埴地区四十八枚田保存会	トラスト制に近い		
長野県千曲市埴埴地区棚田保全推進会議	無し		
奈良県明日香村稲測地区	有り	30,000円	30kg
三重県紀和町丸山地区	有り	10,000円	2kg
栃木県茂木町人郷地区	無し		
千葉県鴨川市大山千枚田	有り	30,000円	収穫分の米を均等配分する。
石川県輪島市白米地区	有り	10,000円	5kg

5.まとめ

図表 5 - 1、図表 5 - 2 より棚田オーナー制度の構成要素の比較をすると、作業回数が多い地域はオーナー料が安く、コメを多くもらえる場合が多い。また、オーナー料が安くて作業回数が多い白米地区は、わずか6軒の農家で46組ものオーナーを手伝っている。したがって、採算を維持するために、20,000円でコメ10kgが白米地区の棚田オーナー制度では限度なのである。田毎の月保存会では収穫米はオーナーの作業回数に比例し、より多く参加したオーナーは多くのコメがもらえる。つまりオーナー間で収穫量に差が生じ、オーナーに来年はもっと頑張ろうという競争意識を持たせ、リピーター率を向上させる仕組みになっている。丸山地区や大山千枚田、白米地区など全国的に有名な棚田は、保全活動が必要であることを理解されており、トラスト制を導入している場合が多く、保存活動が活発である。

栃木県茂木町は一つの町で多くのオーナー制度を展開しているが、それぞれが異なるオーナー制度になっており、メニューにも独自性が見られる。これは地元住民がその地区の地域資源をよく理解して、その地区の特徴を最大に活かせるオーナー制を展開しているためと考えられる。現在、会津中山間地域でも多くの棚田オーナー制度が立ち上がっているが、全てが棚田のオーナーとして展開しているため、その地区ならではの特徴が分かりにくい。また、地域内のオーナー制度全てが同じメニュー内容であると、オーナーが他の地区に移ってしまう可能性が生じる。今後は地域資源を利用してメニューに独自性をもたせることが一層必要になってくる。

そうすることによって、リピーター率が向上し、オーナーの確保の確実性が增大する。さらに、地域ごとに抱える問題は様々であるため、他の地域を単に模倣するのではなく、自分の地域の現状を理解し、どのような取組みをすべきなのか集落全体で危機感を持って取り組むことが大切である。

第6章 会津地域の棚田オーナー制度の展開

1. ワーキング・ホリデーの必要性

本学が、会津農林事務所の仲介役となり、ワーキング・ホリデーに参加する学生を募集している。ここでは、農業やグリーン・ツーリズムに興味のある学生と会津地方の農家を結び付け、ボランティアで農作業を体験する。ワーキング・ホリデーの日程は、8・9月に、2泊3日の宿泊体験形式で、2・3人一組で各農家に宿泊する。作業内容はコマ作り(稲刈り・除草)、アスパラ(除草・収穫)、リンゴ(葉摘み)、メロン(除草・出荷)、タマネギ出荷準備、野菜苗植え付けと収穫等で、農家の人と一緒に農作業体験を行う。昨年度からは棚田オーナー制度に繋げるために、農家が一番労働力を必要とする9月末の稲刈り時期に集中し、ワーキング・ホリデーを行った。そのため受け入れ農家側は労力の確保となり、さらに学生にとっても充実した農業体験を味わうことができる。

以上の方法で、久保田地区・揚津地区では、棚田オーナー制度を導入する前年度に地域プロジェクトの一環として、ワーキング・ホリデーを行った。その結果、次のような効果が得られ、棚田オーナー制度の実施が円滑に進められた。

- (1)受け入れ地域側での役割分担の明確化
- (2)棚田オーナー制度に向けてのグリーン・ツーリズムの基本的理解の深化
- (3)地域資源の再確認と体験メニューの開発
- (4)次年度取組みへの学生参加への期待

しかし、関山地区では、前年度に受け入れ地域側の準備としてのワーキング・ホリデーを実施しなかったことから、以上のような効果が得られずオーナー制の立ち上げに苦労した。初年度にワーキング・ホリデーを行い、次年度から本格的にオーナーを受け入れる、というやり方が受け入れ地域側にとっては円滑に進行するため、ワーキング・ホリデーを前年に実施することが重要になってくる。

2. 棚田オーナー制度の導入理由

(1)ソーシャルキャピタル

棚田オーナー制度とはソーシャルビジネスとして効果が上げられる制度である。ソーシャルビジネスとは、第1に現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすることである。棚田オーナー制度は集落の持続可能性を高めることをミッションとしている。第2に、第1のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくことである。第3に、新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり活用したりすることである。また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出することである¹¹⁹。会津地域では久保田地区から始まり揚津地区、関山地区の3ヶ所になり平成23年度には下郷町芦ノ原地区が加わり4ヶ所に広がる。

これらのソーシャルビジネスを行うことでソーシャルキャピタルが生まれる。ソーシャルキャピタルとは直訳すれば社会関係資本のことである。社会における信頼関係と規範のあり方、社会の効率性向上等との関係について考察を加えた場合、厳格な上下関係(階層構造)で構成される人間関係よりも、フラットな関係で協調的な行動によって社会の効率性も高められるという考え方に立脚して展開した理論である。基本的な定義としては、共同体や社会において人々が持ちうる協調や信頼関係のことを指している¹²⁰。このソーシャルキャピタルが地域おこしのキーポイントになり、棚田オーナー制度が円滑に立ち上がるためにも、重要な要素となる。

(2)二つの効果

棚田オーナー制度導入によって得られる効果は、経済的效果と社会的効果の二つが挙げられる。しかし、現状として棚田オーナー制度は月1回の活動のため、大幅な収入は見込めず経済的效果は大きくない。つまりリスク・ローリターンを取組みである。それにも関わらず久保田地区に引き続き揚津地区、関山地区と棚田オーナー制度導入に至った理由は、社会的効果が十分に得られる取組みであるからである。そして社会的効果を得ることで集落が元気になり、集落の存続を維持することを最大の目的として棚田オーナー制度を導入している。

私たちは上記の理由により、会津地域を中心として交流人口を増やし地域の活性化を目的に棚田オーナー制度を提案した。棚田オーナー制度を提案した地域は、柳津町久保田地区、高郷町揚津地区、会津美里町関

¹¹⁹ ソーシャルビジネスネットワーク「ソーシャルビジネスとは」
<http://www.socialbusiness.jp/know/000037.html>

¹²⁰ IMPRESS INNOVATION LAB
「ソーシャルキャピタルとは」
<http://i.impressrd.jp/e/2008/04/18/497>

山地区の三地域である。

(3)三地域の現状

久保田地区は柳津町の南東部に位置する人口は 97 人、65 歳以上の高齢化率が 57%の典型的な条件不利地域である。古くより農業と林業を生業としてきたこの土地は、四方を高い山々に囲まれているために、主な耕作地は山間地域の棚田群であった。しかし、大型耕作機械の導入は難しく、それに加え昨今の米価および木材価格の下落によって農林業従事者が減少するという問題を抱えていた。またそれに伴う地域行事の継続や、集落機能の維持も年々困難になってきていた。住民たちの集落の維持・存続を願う気持ちが強いことから、棚田オーナー制度を導入した。

揚津地区は喜多方市の最西端、標高 400m に位置した阿賀川沿いに棚田が広がる集落である。また、人口 147 人の 42 世帯で高齢化率は 37%である。揚津地区は久保田地区と違い、65 歳以上の高齢者が半数以上を占める「限界集落」ではない。揚津地区は、阿賀川沿いに広がる棚田景観と高所にある広いそば畑と温泉で有名な地域である。しかし、後継者問題など多くの課題もある。したがって、日本の原風景である農山村を次世代に繋ぎ、持続可能なものにしていくため、さらに農業の担い手確保や交流人口の増加などを目的として、棚田オーナー制度を導入することを決定した。

関山地区は会津美里町の南部に位置し、会津西街道を挟み南北に町が並んでいる集落である。集落内の人口は 207 人の 52 世帯で、高齢化率は 42%である。関山地区には古くからの宿場風景や蔵が残り、美しい景観を生み出している。関山地区では、過疎化と高齢化に伴い空き屋や未利用の蔵が増加し、建物の老朽化が進んだ。そのため現在では積極的な空き家、蔵の保存、利活用を行っている。美里町の隣の下郷町には大内宿があり、関山地区ではこの大内宿と協力した取り組みを行っている。大内宿と協力することで、大内宿に来た観光客が棚田オーナー制度に興味を持ち、今後関山地区の棚田オーナーになる可能性も期待できる。

図表 6 - 1 三地域のデータ比較

地域名	柳津町久保田地区	喜多方市高郷町揚津地区	会津美里町関山地区
人口	97人	147人	207人
高齢化率	57%	37%	42%
参加オーナー数	15組	22組	8組

3. 三地域における棚田オーナー制度への取り組みと比較

取り組み内容、棚田オーナーへのアンケート調査結

果及び取り組み効果を三地域間で比較し考察する。また、考えられる成功要因及びこれからの取り組み課題を挙げる。

(1)各地区における棚田オーナー制への取り組み

久保田地区

久保田地区は、山間地の湧き水を利用したコメ作りが盛んな「里山型」である。久保田地区の里山が美しいのは、集落全体で共同管理しているからである。里山をきちんと管理することにより、利用可能性が大きくなる。オーナー料金はコシヒカリ玄米 30 kg と体験料 7 回分込みで、3 万円である。オーナー同士や集落の人々との交流を楽しみながら参加できる体験交流型オーナー制度を採用した。プログラム内容は、田植え体験、芋ほり体験、菌茸の植林、山菜採り、三十三観音祭りへの参加などを盛り込んだ。三十三観音祭りは、毎年 4 月 29 日昭和の日の祝日に合わせ、開催される観音祭りのことである。参拝者は 700 人と数多く、大変賑わいを見せる祭りである。また、オーナー制度の導入に伴って、参加者と地域住民に変化が見られた。1 年間という一定期間の交流を通じて、オーナーと地域の方々との間に強い絆が生まれたことである。オーナー制度での参加者は自ら手伝いを始めたり、さらにお土産を持参して食卓に並べるようになったりするなど、実家や親戚の家に来ているかのような様子が見られた。

揚津地区

揚津地区は、阿賀川を望む斜面に棚田が広がる「渓谷型」である。揚津地区の土地は傾斜が急で棚田も美しい景観をみせる。また栃木県と福島県の県境に位置する阿賀川は大変雄大な川である。そして揚津地区は、そばが名産であり標高が高いので、美味しいそばができる。こういった地域資源を用いて揚津地区のオーナー制度は実施されている。揚津地区では、昨年 2 月から首都圏を中心に 30 組のオーナーを募集し、4 月から取り組みを開始する。3 万円の会費でコシヒカリ玄米 30 キロをオーナーに引き渡す。プログラムは 4 月から 11 月にかけて計 7 回行い、稲刈りなどの農作業体験の他に、そば打ちや温泉入浴、さらに化石発掘、ボート体験、祭礼への参加、田舎料理作りなど、揚津地区の地域資源を活かした多彩なメニューを揃えている。1 組 5 人まで参加でき、11 月の収穫祭でコメが手渡される。揚津地区での棚田オーナー制度の取り組みは、久保田地区に続き福島県内で第 2 の地域である。

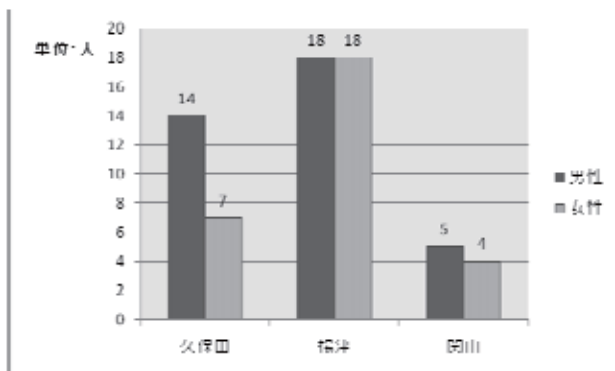
関山地区

関山地区は、田んぼ作業だけでなく、他地域とは違い、畑作業も楽しめるようになっており、田んぼオーナ

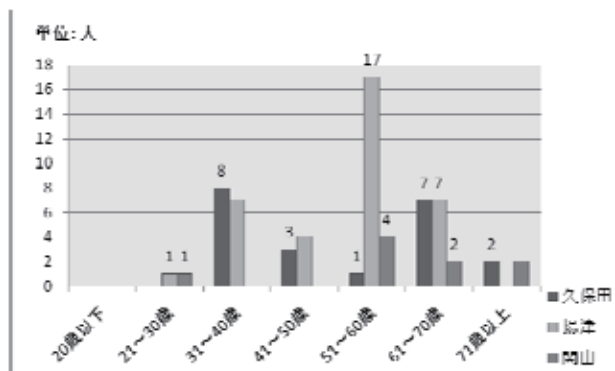
一、畑オーナーを募集した。オーナー制度の実施回数は、5回でありプログラム内容は、田植え体験、草刈り、山菜取り、蛍鑑賞会、芋掘り、稲刈り、キビの収穫、収穫祭である。関山は会津地方で人気の高い観光スポット「大内宿」(下郷町)との連携を図り「観光宿泊型」を目指す。宿泊施設に「むぶし荘」(食事付き)と「ふくじゅ荘」(自炊可能)を整備し、農業に興味を持つ大内宿の観光客も誘致する狙いである。美里町の隣の下郷町には大内宿があり、関山地区ではオーナーを大内宿に宿泊させるように斡旋もしている。大内宿と連携することで、交流地域の幅を広げることができる可能性もある。

(2) 三地域の棚田オーナー制度アンケート調査の結果
 私たちは、これまでの取り組みの効果と課題を明らかにし、今後の取り組みに活かしていくため三地域の棚田オーナーを対象としてアンケート調査の実施を試みた。アンケートをもとに三地域それぞれの地域の特徴および課題を考察し、比較する。

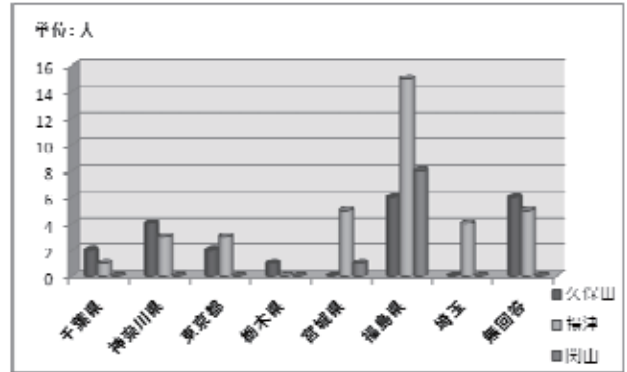
図表 6-2 オーナーの性別と人数



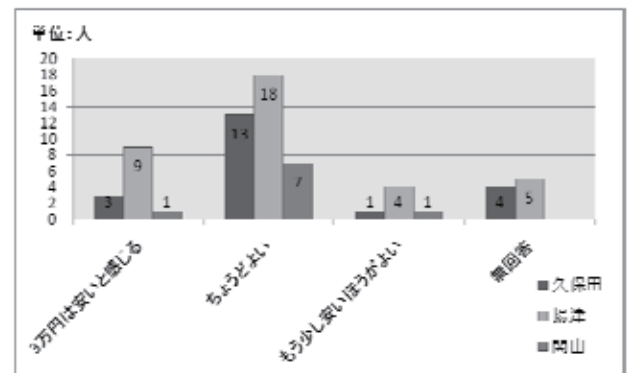
図表 6-3 オーナーの年齢



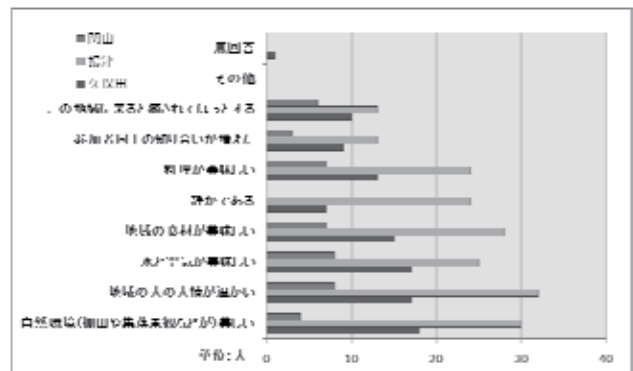
図表 6-4 オーナーの居住都道府県



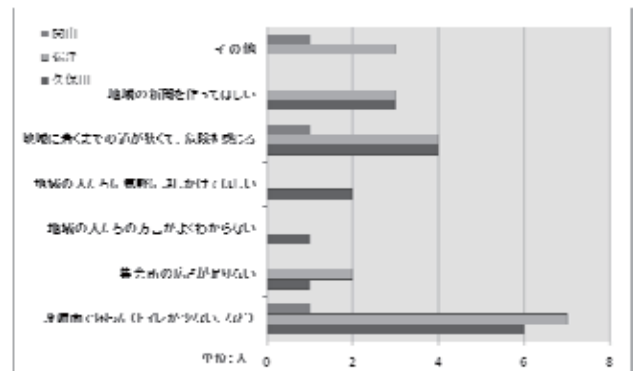
図表 6-5 オーナー料金



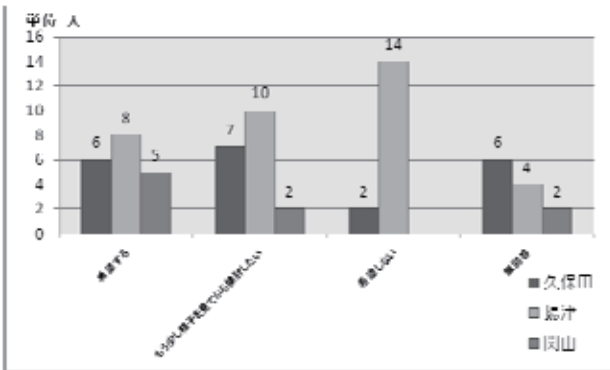
図表 6-6 地域の良かった点



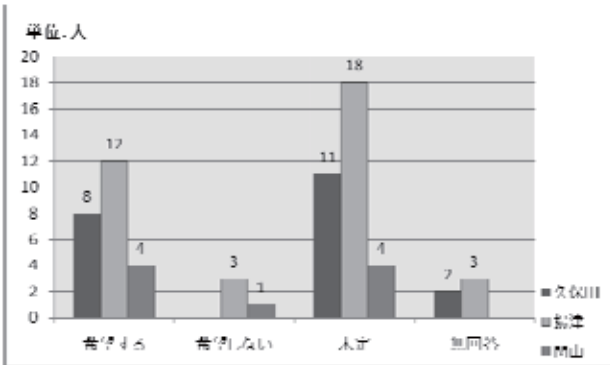
図表 6-7 地域に来て困ったこと・要望



図表 6 - 8 地区への宿泊希望



図表 6 - 9 来年の参加希望



図表は収穫祭のアンケート 森ゼミ作成 2010年11月

(3)アンケート結果の考察

オーナーの性別

久保田地区は女性に比べて男性の比率が高いことが分かる。揚津地区と関山地区は男女の比率に大差がないことから夫婦での参加が多い。

オーナーの年齢

久保田地区は31歳から40歳、61歳から70歳の割合が高く、揚津地区、関山地区は、51歳から60歳の割合が高い。

オーナーの居住地

久保田地区、揚津地区、関山地区ともに県内オーナーが半数を占め、関山地区は福島県、宮城県のみ、久保田地区、揚津地区は県内オーナーの他に関東地域のオーナーが多い。

オーナー料金

三地域ともオーナー料金を「丁度良い」と感じていることが分かる。安い、高いと感じるオーナーが少数いるが、丁度良いというオーナーが8割という高い数値を示していることから、オーナー料金は妥当であるといえる。

地域の良かった点

三地域とも「地域の食材が美味しい」、「水と空気が美味しい」、「地域の人の人情が温かい」、「自然環境が美しい」という意見が多く挙がっている。

地域に来て困ったこと 要望

三地域とも「トイレが少ないなどの設備面で困った」という意見が最も多く、次いで「地域に着くまでの道が狭くて、危険を感じる」という意見が多かった。

地区への宿泊希望

久保田地区は「もう少し様子を見てから検討したい」という意見が多く、揚津地区は「希望しない」という意見が多かった。その理由として「市内に住んでいるから」や「塩川に古い家を所有しているから」というオーナーがいたからである。一方、関山地区は「希望する」という意見が多かった。

来年の参加希望

久保田地区と揚津地区は「未定」という意見が多かったが、それに次いで「希望する」という意見も多く寄せられた。関山地区は「未定」と「希望する」という意見が同数で最も多く見られた。

オーナーの意見 要望

久保田地区は、「棚田オーナーの趣旨の通りもう少し“田”に関わる時間が多くてもよいのではないか。草刈などで素人でもできる作業はあると思う」、「料理の作り方を教えてほしい。」「稲の発育状況など情報がほしい。例えばブログなど。」「来年までに参加者と打ち合わせの機会(反省会)を設けてはどうか。県内参加者が多かったのが意外だったので。」「などの意見・要望が寄せられた。揚津地区では、「農業体験を増やしてほしい。」「内容は大変良いが、時間が短い。」「お野菜の販売楽しみでした。良かったです。玄米 30kg 頂いた時精米の希望(ぬかの希望も)をとってくださると良いです。」「などの意見・要望が寄せられた。関山地区では、「農作業体験のみでなく、他の観光と混ぜたプランもあった方がいいと思う(温泉など)。」等の意見・要望が寄せられた。

4. 三地域における棚田オーナー制度の効果

(1)地域資源の再確認 伝統文化の継承

棚田オーナー制度の取り組みを通して自分たちではただの田舎だと思っていたが、都会のオーナーから大変良い所だと言われて地域資源の再確認ができた。このことにより自分の集落に対する自信を深めた。また、地域独自の体験メニューを実施することで昔ながらの農作業技術の復活ができ、伝統文化の継承に繋がる。

(2)集落内の結いの強まり

現代の農業は機械化が進んでおり、また、女性の社会進出により昔のような結い¹²¹が消滅してしまった。しか

¹²¹ 昔のような結いとは、昔の農業は田植えや稲刈りなどが手作業であり、集落内で協力しながら行っていた。また、冠婚葬祭でも近所同士の助け合いが見られた。これらの助け合いにより、集落内の結いが生まれていた。

し、棚田オーナー制度を実施するにあたって、住民同士のコミュニケーションをとる機会が増え、年代の差を越えた交流が活発になった。地域内のコミュニケーションが活発化することにより、集落内の結びが強まった。また、これらの交流を通して地域に活気が出た。

(3)古民家・旧小学校の利活用

集落にある古民家を利用することで農家民宿を開業することができる。農家民宿の宿泊料により、経済的効果も期待できる。また、集落にある旧施設を棚田オーナー制度の体験の場として利用することもできる。久保田地区の場合、旧久保田小学校を再利用してちまき作りやそば打ち体験を行った。

(4)直売所・オーナー料金による経済的効果

オーナー料金は確実な収入となり、オーナー数を増やすことによってさらに確実な収入を増やすことができる。また、オーナーが直売所で地域産品を購入することにより、地域住民の副収入が増えるといった経済的効果もある。

(5)マスコミ・口コミによる宣伝効果

棚田オーナー制度の社会的意義の高さから、テレビや新聞などのマスコミによる報道が増え、集落について他地域の人に知ってもらえる機会が増えた。また、オーナーによる口コミによってオーナー数を増やすことができる。

(6)他地域への影響

先進地である久保田地区の影響を受け、揚津地区、関山地区など点から面へ会津地域に棚田オーナー制度が拡大していった。また、他地域との連携として、久保田地区、揚津地区、関山地区の三地域が合同でシンポジウムに参加することで、地域独自の魅力や改善点に気付くことができ、お互いの差別化を考えられる。

5. 三地域における棚田オーナー制度の課題

(1)オーナー数・リピーターの増加

棚田オーナー制度の交流人口を増やすために、オーナー数を増加させる必要がある。地域ごとに集落出身者、団体組織への働きかけを図るなど募集方法を工夫し、オーナー数の拡大に努める必要がある。また、リピーター率向上のためには毎年の体験メニューに変化を持たせるなど、多様性に富んだ体験内容にすることが今後の課題である。

(2)計画的実施

オーナー制度を円滑に進めていくためには、事前の入念な計画を立てることが重要となる。採算性を確保するために、オーナー制度に使う予算を緻密に計画しておくことで確実な経済的効果が得られる。例えば食事に

お金をかけすぎることによる赤字を防ぐために、おにぎり味噌汁、漬物程度にするなど工夫が必要となってくる。

(3)設備面の充実

オーナーがより快適に棚田オーナー制度に参加できるよう、設備面の充実を図る必要がある。具体的に揚津地区はトイレが男女共同のため、男女別トイレを設置することを求めている。また棚田オーナー制度の参加者全員が余裕をもって集まれるスペースを確保するための改善を要する。

(4)棚田オーナー制度実施意義の説明・意見交流会の実施

棚田オーナー制度の意義や目的について、より理解を深めてもらうためにはオーナーへの一層の説明が必要である。オーナーからは「農作業体験だけでなく過疎化や耕作放棄地問題などオーナー制度の意義をレクチャーする時間があっても良かった。」という意見があることから、棚田オーナー制度を通して、まちむら交流の意義を双方が理解し合う機会として意見交流会を実施することが求められる。

(5)情報発信力の強化

棚田オーナー制度をより多くの人に知ってもらうためには、従来の新聞による情報発信に加え、オーナーの募集情報や活動内容の報告をこまめにブログに掲載することや、県・市のホームページなどのネットを活用して情報を発信していくことが必要である。また、観光協会経由で各道の駅にチラシを配布することによる情報発信もすべきである。

(6)新しいオーナー制度の提案

三地域の体験メニューが類似しており、今後独自性のある体験メニューを実施する必要がある。棚田オーナー制度以外の新しいパターンとして、具体的には久保田地区は味噌オーナー、揚津地区は炭オーナー、酒オーナー等が新しいオーナー制度として検討中である。新しいオーナー制度を提案することでオーナーの選択肢が増え、より希望に沿った体験ができることになる。

(7)新しいターゲットの設定

集落住民が地域の価値を再確認することで転出した兄弟・子供などの家族や知人を新たなオーナーとして迎え入れることができれば、将来的に確実な農業の担い手を確保できるようになる。すなわち今後オーナー制度を本格担い手確保型へと転換していくことが必要である。

6. まとめ

中山間地域農業の抱える問題から目をそらして

は、集落の衰退が進む一方である。集落を守るためには、地域の活性化が必要であり、活性化させるための一つの方法として棚田オーナー制度がある。会津地域において、久保田地区、揚津地区、関山地区の三地域が棚田オーナー制度を実施している。芦ノ原地区が平成23年4月から新たに棚田オーナー制度を実施することで四地域に広がることは確定しており、さらに実施地域が増えていくと考えられる。また、棚田オーナーを対象に行ったアンケート結果及び受入集落側の強い取組意欲から一定の経済的・社会的効果が得られていることが分かる。受入側と訪問側の双方の得る効果から、棚田オーナー制度が集落を活性化させ、集落の維持・存続のための取組として有効であると言える。しかし、棚田オーナー制度をさらに広め、持続させていくためには、オーナー制度のメニューの工夫・改善をしていく必要がある。また、会津地域の知名度を更に向上させるには、広報に力を入れるなど情報発信力を強化し、棚田オーナー制度を持続させることが求められる。

結論

(1) 中山間地域農業

中山間地域農業については、三つの空洞化すなわち、人・土地・ムラの空洞化をはじめとする様々な問題を解決し、農業の持続可能性を高め、多面的機能を維持することが必要となる。そのためには、グリーン・ツーリズムや直接販売、農業の6次産業化などといった農業の新しい取り組みを行うこと、さらに農業の多面的機能が社会的に重要な価値を有しているにもかかわらず、外部経済効果としての存在に留まっている。それを、内部経済化することにより、中山間地域に活力を与えていくことが必要不可欠である。それをもとにして、地域資源に光を当てるとともに、担い手不足を解消し集落の存続を維持していくことが急務となっている。

(2) 生物多様性と棚田の関係

生物多様性と棚田の関係についての意義は、棚田には生物が多様に生息しており、その地域の農業が安全、安心の農作物を栽培しているということを証明できる点にある。中山間地域の棚田を保持することは生物多様性の維持に直結する。中山間地域で収穫された農作物はきれいで安全な棚田において作られていることを、農家は自信を持ってアピールしていくべきである。同時に青少年の健全育成を展開するための教育資源・グリーン・ツーリズムを発展させるための観光資源としてピオト

ープを棚田オーナー制度と連動して展開すべきである。

(3) 日本の戸別所得補償制度

日本の戸別所得補償制度は、条件不利地域の立場に立った政策となっていない。EUは農業政策と環境政策を組み合わせた政策展開を行った。日本は直接支払い制度に足を踏み入れたばかりであるが、一層農業環境政策を念頭において行動する必要がある。TPPの参加により農業への影響が大いに懸念されるが、経済産業省の見解は、TPPに日本が参加した上で関税が撤廃されるまでに、農業の助成をしていくというものである。しかし、戸別所得補償の枠組みをあらかじめしっかりと構築せずに、TPPに参加すれば、中山間地域農業を壊滅に追い込むことになる。したがって、日本が、TPPに参加するならば、EUやアメリカの戸別所得補償を参考として、更なる制度の充実を図るべきである。中山間地域農業の生産額は、全体の約4割を占めており、日本の農業の重要な位置を占めている。この4割のシェアを担う中山間地域農業を消滅させることは、日本の農業の縮小、食料自給率の一層の低下などを招く。

(4) 日本とヨーロッパのグリーン・ツーリズム

日本とヨーロッパのグリーン・ツーリズムについては、経営体、農村景観、滞在期間、滞在メニュー等の点で違いが見られた。発祥地であり先進地でもあるヨーロッパのグリーン・ツーリズムは、模範とすべき点が多い。今日、日本は、グリーン・ツーリズムによる収入があまり期待できない現状である。他方、ヨーロッパではグリーン・ツーリズムが盛んであり、農家の主要な収入となっている農家も少なくない。したがって、日本の農家は地域間の差別化やリピーターの確保、体験メニューの充実を図るうえで、滞在型のヨーロッパのグリーン・ツーリズムのスタイルを取り入れることが、新しい展開を考えるうえで有効である。

(5) 会津中山間地域における集落型棚田オーナー制度の展開と意義

棚田オーナー制度が他のグリーン・ツーリズムより優れている点は以下の点である。第1に初期投資の少なさである。棚田オーナー制度は棚田という地域資源と集落の危機感があれば取り組むことができるソフト事業である。第2に集落全体での取り組みであり、個々の農家が安心して棚田オーナー制度に参加できることである。第3に民宿、農家レストランの開業可能性があることである。棚田オーナー制度でどの地域も料理を振舞っているため、メニューを決めるのに困らない。したがって、民宿、農家レストランの開業が円滑に進むと考えられる。また、オーナー制度の参加人数から毎月一定の集客の

目処が立つことも開業の後押しとなる。第4に移住・2地域居住へのステップに繋がることである。つまり棚田オーナー制度によって受け入れ側との距離が縮まることによって、集落に移住しやすくなる。以上のことから、棚田オーナー制度は継続することによって、その効果は次第に強まるという意義があると言える。

棚田オーナー制度の先進地から学べることは今後の会津中山間地域における棚田オーナー制度の展開についてである。白米地区はわずか6軒の農家で46組ものオーナーを受け入れている。白米地区は能登の観光地にもなっていることもあり、多くのオーナーやトラスト会員によって保全活動が進められている。しかし、あまり景観の良くない会津中山間地域ではオーナーを集めることが難しいため、今後担い手が不足していくことを想定してどのように棚田オーナー制度を維持していくかが課題である。田毎の月保存会のように、より多く参加したオーナーは多くのコメがもらえ、オーナー間で収穫量に差が生じることでオーナーに競争意識を持たせ、リピーター率を向上させる仕組みづくりが参考となる。また、栃木県茂木町は一つの町で多くのオーナー制度を展開している。それぞれの地区が自分の地区の地域資源をよく理解しておりメニューに独自性がある。つまり、その地区の特徴を最大限に活かせるオーナー制度を展開しているのである。

会津中山間地域のオーナー制度は、全てが棚田のオーナーとして展開しているため、その地区ならではの特徴が分かりにくい。今後増えていく棚田オーナー制度において、全ての地区が同じメニュー内容であると、オーナーが他の地区に移ってしまいオーナー確保が難しくなってくる。今後は地域資源を活かしてメニューに独自性をもたせるために、メニューの工夫・改善をすることが必要になってくる。それは、地域間の差別化になりリピーター確保が可能となる。また、オーナー数の増加を図るためには、情報発信力の強化が求められる。これらのことにより、棚田オーナー制度が持続可能なものになる。したがって、オーナー制度を持続することによって最大の目的である集落を防ぐことができると考える。

参考文献

- [1] 青木辰司 『グリーン・ツーリズム実践の社会学』丸善株式会社 2004年2月
- [2] 井上和衛 『欧州連合 [EU] の農村開発政策』筑波書房, 1999年4月
- [3] 小田切徳美他 『自立と協働によるまちづくり読本』ぎょうせい, 2007, pp279-281.
- [4] 片野修 細谷和海 井口恵一郎 青沼佳方 『千曲川流域の3タイプの水田間での魚類相の比較』, 2001年。
- [5] 小島望 『生物多様性と現代社会 生命の環』30の物語』農文協, 2010年9月。
- [6] 財団法人都市農山漁村交流活性化機構 『数字でわかるグリーン・ツーリズム』財団法人都市農山漁村交流活性化機構 2005年7月
- [7] 生源寺眞一 『農業再建』岩波書店, 2009, pp235-241.
- [8] 鈴江恵子 『ドイツグリーン・ツーリズム考』東京農大出版会, 2008年5月
- [9] 多方一成 『スローライフ、スローフードとグリーン・ツーリズム』東海大学出版会, 2006年4月
- [10] 富川久美子 『ドイツの農村政策と農家民宿』農林統計
- [11] 中島峰広 『日本の棚田 保全への取組み』古今書院 1999年
- [12] 日本生態系協会 『ピオト・ネットワーク』財団法人, 1994年03月。
- [13] 農林水産省 『平成21年度版 食料・農業・農村白書』, 2009
- [14] 藤岡正博 『水田ははぐくむ水生動物とサギ』遺伝, 1997年。協会, 2007年1月
- [15] 藤澤研二 『この手があった! 集落営農』家の光協会, 2008, pp56-57
- [16] 水谷正一 『水田生態工学入門』農文協, 2007年3月。
- [17] 宮崎猛 『これからのグリーン・ツーリズム ヨーロッパ型から東アジア型へ』家の光協会, 2002年4月
- [18] 山崎光博 『ドイツのグリーン・ツーリズム』農林統計協会, 2005年3月

参考資料

- [1] 朝日新聞, 2011年1月5日, 第6面
- [2] 大江靖雄 『農業と経済 2010 8 臨時増刊号 世界的潮流の中でわが国農村ツーリズムの方向性を考える』, 2010年8月
- [3] 大島順子 『農業と経済 2010 8 臨時増刊号 60年の歴史を持つフランスの農村ツーリズム』, 2010年8月
- [4] 日本経済新聞, 2011年1月5日, 第3面, 2011年1月4日, 第5面
- [5] 農業共済新聞, 2009年4月, 3週号
- [6] 福島民友新聞, 2011年1月16日, 第6面
- [7] 読売新聞, 2010年12月18日, 第32面, 2011年1月9日, 第1面

参考URL

- [1] 農林水産省 『中山間地域とは』
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_about/cyusan/index.html
- [2] 農林中金総合研究所 『中山間地域農業の現状と課題 - 集落営農の視点から -』
<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/r0411in3.pdf#search=中山間地域農業の現状>
- [3] 農林水産省 『高齢化の推移』
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_about/seido/
- [4] weblio 辞書 『中山間地域等直接支払制度』
<http://www.weblio.jp/content/%E4%B8%AD%E5%B1%B1%E9%96%93%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E7%AD%89%E7%9B%B4%E6%8E%A5%E6%94%AF%E6%89%95%E5%88%B6%E5%BA%A6>
- [5] 農林水産省 『中山間地域等直接支払制度骨子』
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_kossi/index.html
- [6] 農林水産省 『対象地域、対象農用地等』
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_about/taisyo/index.html
- [7] 農林水産省 『交付単価』

- http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_about/kouhu/index.html
- [8] 中央農業総合研究センター
集落営農の組織化にむけて」
http://narc.naro.affrc.go.jp/team/frt/manual/groupfa_ming.html
- [9] 三重大学生物資源学部・大学院生物資源学研究所「ソーシャル・ガバナンスからみるLEADERプログラム」
<http://www.bio.mie-u.ac.jp/~shida/Tokuda.pdf>
- [10] 国立国会図書館 欧州連合(EU)の農村振興政策 LEADER事業」
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200308631/063103.pdf>
- [11] 満点土佐「山里の幾重にも重なる棚田 千枚田」
<http://www.manintosh.com/sightseeing/yusuhara/senmaida/index.html>
- [12] 信州姨捨 田毎の月 棚田保存同好会
千曲市姨捨の棚田」
<http://www.geocities.jp/chikumacity/tanadatop.html>
- [13] asahi.com「ふるさとの風景」
<http://www.asahi.com/food/chiki/chikumavo101.html>
- [14] スローで行こう三重の里いなか旅のスヌメ
丸山千枚田」
<http://www.sato.pref.mie.jp/member/info.php?id=51>
- [15] 財団法人 紀和町ふるさと公社 丸山千枚田とは」
<http://www.kiwa-furusato.com/senmaida/index.html>
- [16] 財団法人 紀和町ふるさと公社 守る会について」
<http://www.kiwa-furusato.com/senmaida/maoru.html>
- [17] あんご通信 大山千枚田
「棚田オーナーを希望される方へ」
<http://www.senmaida.com/owner/index.php>
- [18] 輪島市白米千枚田 棚田オーナー制度」
<http://www.city.wajima.shikawa.jp/kankou/senmaida/index.html>
- [19] 農業経営支援センター 先進農業探訪」
<http://nougyou-shien.jp/sensin/sen5.html>
- [20] 栃木県茂木町「オーナー制度」
<http://www.town.motegi.tochigi.jp/motegi/nextpage.php?cd=124&syuru=1&lev=2&hidchangemoji=2>
- [21] ソーシャルビジネスネット「ソーシャルビジネスとは」
<http://www.sociabusiness.jp/known/000037.html>
- [22] IMPRESS INNOVATION LAB
「ソーシャルキャピタルとは」
<http://i.impressrd.jp/e/2008/04/18/497>
- [23] 生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会
「生物多様性とは」
<http://www.cop10.jp/aichi-nagoya/biodiversity/index.html>
- [24] 農林水産省「中山間地域等直接支払制度 農業の多面的機能とは」
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_about/cyusan/tamen/index.html
- [25] 農林水産省「中山間地域等直接支払制度 これまでの取り組みに対する課題」
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_about/kadai/index.html
- [26] 教育×ChuoOnline 米(コメ)戸別所得補償制度は日本農業再生の切り札になるか - 民主党米政策に対する一考察 -」
<http://www.yomiyuri.co.jp/adv/chuo/opinion/2010061.html>
- [27] 農林水産省「平成23年度農業者戸別所得補償制度の本格実施」
http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/h23_honseido.html
- [28] WEDGE Infinity 戸別所得補償 民主党の狙いとは?」
<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/839>
- [29] 農林水産省「農業者戸別所得補償制度の概要」
http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/pdf/h23_pamph.pdf
- [30] 農林水産省「食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)」
http://www.maff.go.jp/j/keikaku/karatana/pdf/kihon_keikaku22.pdf
- [31] 農林水産省「農業者戸別所得補償制度の骨子,平成23年度予算概算決定」
http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/pdf/h23_ketteikossi.pdf
- [32] JAcom 農業共同組合新聞,2010年9月6日」
<http://www.jacom.or.jp/news/2010/09/news10090610729.php>
- [33] 農林中金総合研究所「EUの直接支払制度の現状と課題 政策デザインの多様化と分権に向かって」
<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0706re3.pdf>
- [34] 財団法人 日本水土「食料安全保障の確立に向けて」
http://www.jiid.or.jp/files/04public/02ardec/ardec39/key_note1.html
- [35] 高知大学人文学部「EUから見た直接支払制度のあり方」
http://jinbun.cc.kochi-u.ac.jp/iguni/m_inisympo_kyoto/proceedings/shii/proceeding.pdf
- [36] RIETI 独立行政法人 経済産業研究所「日本の食料安全保障をどう考えるのか?」
<http://www.rieti.go.jp/j/papers/contribution/yamashita/57.html>
- [37] マネー辞典 m-Words「TPP」
<http://m-words.jp/w/TPP.html>
- [38] Kotobank.jp「TPP」
<http://kotobank.jp/word/TPP>
- [39] JA 全中「情勢報告関連資料」
<http://www.zenchu-j.or.jp/food/pdf/1289547302.pdf>
- [40] AllAbout「利益?不利益?そもそも「TPP」って何?」
<http://allabout.co.jp/gm/gc/324840/>